

第2期射水市教育振興基本計画

令和6年度～令和10年度

(2024年度～2028年度)

令和6年2月

射水市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間

第2章 教育の目標・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

- 1 計画の基本理念と基本目標
- 2 施策の体系

第3章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

- 1 基本的施策
 - (1) 確かな学力の定着・・・・・・・・ P 4
 - (2) 豊かな心と健やかな体の育成・・・・・・・・ P 10
 - (3) 特別支援教育の充実・・・・・・・・ P 18
 - (4) 郷土愛を育む教育の充実・・・・・・・・ P 21
 - (5) 国際化、情報化に対応した教育の充実・・・・・・・・ P 23
 - (6) 教育環境の整備・・・・・・・・ P 26
 - (7) 信頼される教育の推進・・・・・・・・ P 29
 - (8) 幼児教育の推進・・・・・・・・ P 32
 - (9) 家庭の教育力の向上支援・・・・・・・・ P 36
 - (10) 地域における子どもの成長支援・・・・・・・・ P 39
 - (11) 生涯学習活動の推進・・・・・・・・ P 42
 - (12) 文化財の保存と活用・・・・・・・・ P 47
 - (13) スポーツ・レクリエーションの推進・・・・・・・・ P 50

第4章 計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 3

- 1 計画の推進
- 2 計画の実効性の確保

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 4

射水市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱

射水市教育振興基本計画策定懇話会委員（第2期 令和5年度）

第2期射水市教育振興基本計画策定の経過

【商標について】

本計画に掲載されている社名及び製品名は、各社の商標又は登録商標です。
本文では、これらを一般名詞として使用する意図はありません。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

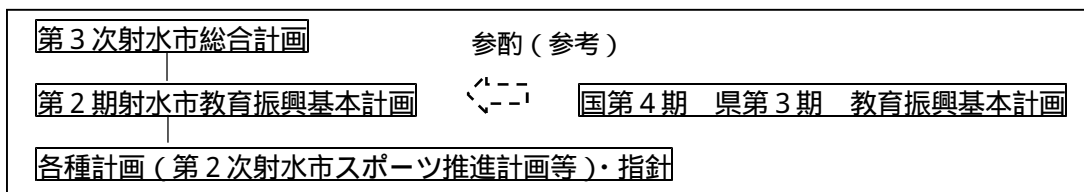
本市においては、総合計画に基づき、平成27年2月に「射水市教育振興基本計画」を策定し、令和2年2月には中間見直しの上、教育に関する様々な施策を展開するとともに、毎年度、その成果に係る点検・評価を実施してきました。

この間、少子高齢化や人口減少の進行はもとより、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響、DXの推進、誰一人取り残さない共生社会の実現、精神的豊かさの重視等、教育を取り巻く環境は急速に変化しており、これらの変化を的確に捉えるとともに、令和5年度を初年度とする「第3次射水市総合計画」の理念や方向性を踏まえた本市の教育施策を展開していく必要があります。

このため、現在の教育に対する取組の現状と課題を整理し、今後、取り組むべき施策の全体像、体系を明らかにし、教育の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和6年度までとしている現行計画の期間を1年前倒しし、令和6年度を初年度とする「第2期射水市教育振興基本計画」を策定することとしました。

2 計画の位置付け

この計画は、本市が進める教育施策の基本的方向や目標を示すものであり、教育基本法第17条第2項の教育振興基本計画に位置付けられます。国の第4期教育振興基本計画や富山県の第3期教育振興基本計画を参酌し、第3次射水市総合計画や関連する計画及び方針との整合性を図りながら、本市が目指す目標や施策の方向などを示し、施策や取組を体系的に整理した、教育に関する基本的な計画です。



3 計画期間

計画期間は、今後、学習指導要領改訂等の変化が想定されることから、柔軟かつ的確に対応できるよう、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。

第2章 教育の目標

1 計画の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

**豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成、
射水市を担い、様々な分野で活躍できる人づくり**

今後も教育を取り巻く社会環境は大きく変化すると予想されます。それに対応するには、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の知・徳・体を基盤とした「生きる力」を身に付けることが重要となります。

本市では、「生きる力」を「豊かな人間性と創造性を備え、たくましく生きることのできる力」として捉え、人がもつ可能性を最大限引き出し、将来にわたって射水市を担っていく人々を育てるとともに、国内・国外の様々な分野で活躍できる人づくりを基本理念に掲げて教育施策を展開していきます。

(2) 基本目標

本市教育の基本理念を踏まえ、5つの基本目標を掲げました。

将来を担う子どもたちをはじめ、市民一人ひとりが、それぞれの個性や価値観を尊重し、違いを認め合い、自分らしい「しあわせ」を実感できる教育を目指します。

自他ともに認め合い、豊かな心を育みます

変化が激しく予測困難な社会を生きるためには、様々な人々とのかかわりの中で、自分のよさや可能性を知り、自分に自信をもつことが重要になります。自己肯定感を高めるなど、自他の敬愛と協力を大切にしながら、創造性や豊かな情操と道徳心を養います。

果敢にチャレンジし、生き抜く力を培います

夢や目標に向かって、困難にもひるまず挑戦し続け、粘り強く努力することは大切なことです。各分野に興味・関心を有する子どものすそ野を拡大し、その才能を見いだして、チャレンジ精神や創造性などを一層伸ばします。

ふるさとを愛し、健やかな心と体を育てます

豊かな地域資源が輝きを放つふるさとを愛することは、射水の絆づくりとコミュニティの育成に重要なことです。射水で育ったことに誇りを持ち、健康でたくましい心と体を養います。

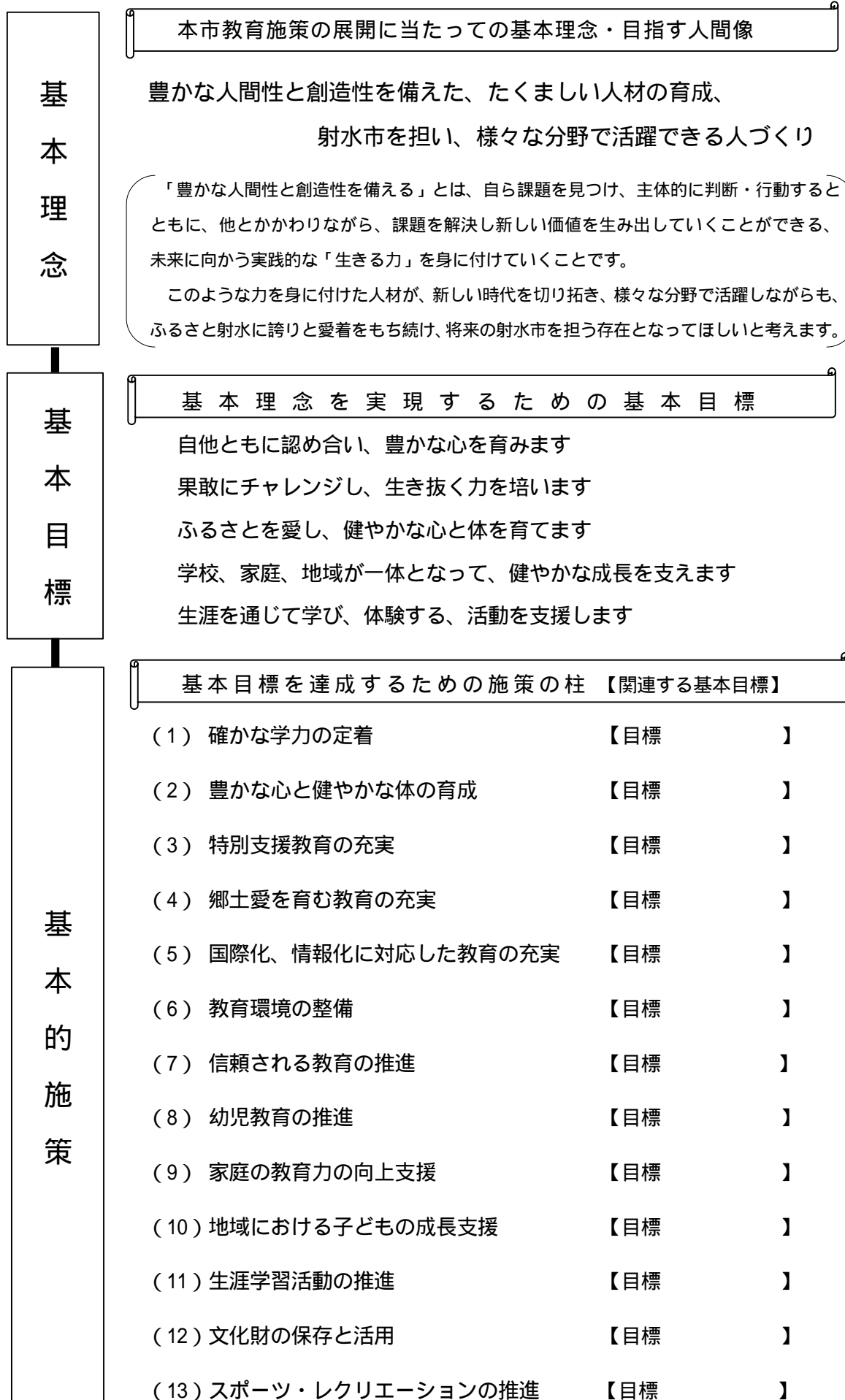
学校、家庭、地域が一体となって、健やかな成長を支えます

子どもは、家庭で育て、学校で鍛え、地域で磨くことによって成長すると言われるように、それぞれが役割を果たし、一体となって育てることが大切です。学校、家庭、地域並びに関係機関が協力・連携して、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支える体制をつくります。

生涯を通じて学び、体験する、活動を支援します

市民一人ひとりが、ライフスタイルに応じて、楽しくスポーツや生涯学習活動に取り組むことは、自分らしく暮らす精神的な豊かさを実感するために大切なことです。活動環境の充実や地域での主体的な活動を支援します。

2 施策の体系



第3章 施策の展開

1 基本的施策

目標の実現に向け13項目の基本的施策を展開していきます。

(1) 確かな学力の定着

【施策の方向性】

個々の状況に応じた多様な学びの実現を目指すとともに、学習指導要領の着実な実施のもと、基本的な知識や技能を確実に習得し、主体的・協働的に学び、お互いに高め合うことのできる児童生徒を育成します。

個別最適な学びと協働的な学びの推進

【現状と課題】

- ・ 小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から現行の学習指導要領を実施しています。児童生徒1人1台学習専用端末の環境を活かして、一人ひとりの能力や特性に応じた個別最適な学びや子どもたち同士の協働的な学びを推進していくことが必要です。
- ・ 子どもが興味・関心等に応じ、個に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を通じて、子ども自身が学習を最適化する調整力を身に付けることが求められています。また、探究的な学習や体験活動等を通じて、子ども同士で協働しながら必要な資質・能力を高めていくことも求められています。

【取組の基本方向】

- ・ 知識及び技能の確実な習得とともに、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力、人間性等の育成を図ります。
- ・ 児童生徒1人1台学習専用端末の環境を活かして、一人ひとりの能力や特性に応じた個別最適な学びや子どもたち同士の協働的な学びを推進します。

【取組内容】

- ・ 「授業力向上 射水トライアル3点セット(*1)」等の実践・活用
教員の指導力向上を目指し、教員が取り組むべき最低限の基準や指導のポイント等をまとめた「授業力向上 射水トライアル3点セット」等を活用し、児童生徒の主体的な学びを支えます。
- ・ ICT支援員(*2)の配置及びICT活用実践事例データの蓄積・各校での共有
1人1台学習専用端末を効果的に学習活動に取り入れ、日常的に活用できるようにICT支援員を配置するとともに、ICT活用実践事例データを蓄積し各校で共有できるように努めます。

- ・ 問題発見・解決能力等、児童生徒の資質・能力の育成に係る実践研究を行う令和のとやま型教育推進校(*3)の指定
それぞれの学校の実態に応じた研究テーマのもと、児童生徒が問題意識を高め、問題発見・解決型の学習に取り組む実践的な研究を推進し、児童生徒の資質・能力の育成を図ります。
- ・ デジタル教科書やAIドリル(*4)等学習支援ソフトの日常的な活用を推進
日常的にデジタル教科書やAIドリル等学習支援ソフトを活用し、学びの中に効果的に組み込むことで教育活動の充実に努めます。

(用語解説)

- *1 「授業力向上 射水トライアル3点セット」...教師の授業力向上を目指し、射水スタンダード～授業のABC～(授業の基本的な進め方をまとめたもの)、授業研究協議ステージアップ(授業研究の協議会での教師の発言の高まりを目指したもの)、授業力向上のちょいテク(授業の中で個を生かし集団を伸ばす具体的な手立てをまとめたもの)をまとめて、「授業力向上 射水トライアル3点セット」としている。
- *2 ICT支援員...ソフトウェアの活用やネットワークなどに関する技術や知識、教育現場で実際に行われている教育活動や教職員組織の理解、問題解決のためのコミュニケーション力など、様々な実践的能力を備えた学校ICTの専門家
- *3 令和のとやま型教育推進校...「問題発見・解決能力」などの各テーマに基づき、子どもたちに必要な資質・能力の育成に向けた実践研究を推進する学校
- *4 AIドリル...学習専用端末に導入されたソフトウェアを活用し、児童生徒一人ひとりの学習の習熟度に応じてAIが問題を選択・提示するドリルのこと。

学力の向上

【現状と課題】

- ・ 令和5年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ると、平均正答率は本市の小・中学校ともに、概ね県平均と同程度であり、全国平均を上回っています。
また、児童生徒質問紙調査における家庭で計画的に学習する態度についての設問では、小・中学校ともに、肯定的な回答が県平均及び全国平均を上回っています。引き続き、小・中学校9年間を通して、学校や家庭において自分で計画を立て学習するなど、主体的に学習に取り組む態度を育成していくことが必要です。
- ・ 平成20年から富山県で取り組んでいる「とやま型学力向上プログラム」も令和5年度から期が始まっています。学び合いと体験を重視した期、各学校による主体的な学力向上の取組を推進した期を根底に、問題発見・解決能力の育成を目指しています。
プログラムにおいては、「子供の問題(課題)意識を高めること」「子供が自己調整しながら学習を進めることができるようにすること」を大切な視点としており、学習者である子ども中心の授業となるよう、授業改善を進めていくことが必要です。
- ・ 確かな学力の育成のため、基本的な知識・技能や思考力、判断力、表現力を育む教育を推進するとともに、子どもたちが自ら問題発見・解決に主体的に取り組む学習の推進、家庭学習も含めた学習習慣の定着を図り学習意欲の向上に継続して取り組む必要があります。

令和5年度実施 全国学力・学習状況調査 平均正答率(%)

小学校	区分	国語	算数	
	射水市	71	65	
	富山県	69	65	
	全国	67	63	
中学校	区分	国語	数学	英語
	射水市	72	53	47
	富山県	71	54	46
	全国	70	51	46

全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙

「家で自分で計画を立てて勉強をしているか」に対し、「よくしている」「ときどきしている」と回答した児童生徒の率(%)

区分		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	射水市	74.0	80.3	80.7	76.1	74.2
	富山県	71.6	73.6	76.6	74.2	73.2
	全国	67.6	71.5	74.0	71.1	70.7
中学校	射水市	57.0	51.7	65.6	57.6	60.3
	富山県	54.7	49.1	63.0	57.0	55.3
	全国	52.1	50.4	63.5	58.5	55.0

*令和2年度は実施していない。

【取組の基本方向】

- 児童生徒の実態を把握し、家庭学習も含めた学習習慣の定着を図り、学力向上に向けた取組を推進します。

【取組内容】

- 全国学力・学習状況調査の結果分析及び射水市の取組の提示
全国学力・学習状況調査の教科、質問紙の結果分析を基に、確かな学力の定着及び令和の時代に求められる学校教育の実現を図るための本市が重点とする取組を提示し、学力向上、授業力向上の取組を推進します。
- 「とやま型学力向上プログラム 期」の取組を推進
県事業「とやま型学力向上プログラム 期」の取組を推進し、児童生徒の問題発見・解決能力の育成を目指した授業改善に取り組みます。
- チーム・ティーチング指導員(*5)の配置
チーム・ティーチング指導員を配置するなど、一人ひとりに寄り添い、きめ細かい個別の学習指導及び生活指導に努めます。
- 外国語活動指導員とALT(*6)の配置
小学校に外国語活動指導員とALTを配置し、小学校における外国語(英語)科の授業が充実するよう努めます。
- 家庭学習の促進とAIドリル等学習支援ソフトの積極的な活用
学校での学習内容の定着や自ら学ぶ習慣を身に付けるため、家庭学習を促進します。また、AIドリル等学習支援ソフトを家庭学習に積極的に活用するなど、

個の学びの充実に努めます。

・ 「小学生学び応援塾」の実施

小学校3年生の希望者を対象に学習支援員(*7)が「小学生学び応援塾」を実施し、算数の学力補充を行い、児童のつまずき箇所を強化します。

(用語解説)

*5 ティーム・ティーチング指導員...教科担当の教員が進める授業の中で、教員と連携しながら、生徒の理解度に合わせながら学習指導にあたる教員免許を有する者

*6 ALT: 外国語指導助手 (Assistant Language Teacher の略称)...小・中学校等の外国語教育において、教員を補佐する立場として配置された英語を母語とする外国人。学級担任や教科担当指導教員の指導のもと、授業の打ち合わせ、教材作成の補助及び言語活動における児童生徒に対する指導の補助等を行う。

*7 学習支援員...小学校3年生の希望者を対象に、算数の基礎学力の定着を図るために、放課後補充学習事業として実施する「小学生学び応援塾」で学習支援を行う者

小中学校の連携

【現状と課題】

- ・ 小学校では義務教育終了段階までに身に付けさせたい資質・能力を想定した指導を、中学校では小学校教育での成果を踏まえた指導が求められており、小・中学校の円滑な接続が必要です。
- ・ 小・中学校の連携を一層密にし、指導方法や指導体制を共通理解することにより、9年間を見通した子どもの学びの体制づくりに取り組む必要があります。

全国学力・学習状況調査 学校質問紙

「前年度までに近隣等の中学校(小学校)と授業研究を行うなど、合同で研修を行っているか」に対し、「よく行った」「どちらかといえば行った」と回答した率(%)

区分		令和5年度
小学校	射水市	26.6
	富山県	45.3
	全国	58.2
中学校	射水市	50.0
	富山県	69.3
	全国	67.3

【取組の基本方向】

- ・ 小・中学校において、義務教育9年間で育成する児童生徒の資質・能力の共有を図り、指導方法や指導体制を共通理解するなど、連携を密にした学びの体制づくりに取り組みます。

【取組内容】

- ・ 中学校区を単位とした各種研修会等での情報交換の実施及び合同研修等の推進
教頭会、教務主任会、生徒指導協議会等で、中学校区単位の情報交換の場を設定し、学習面、生活面等の課題について焦点化して取り組みます。また、円滑な小・中学校の連携を図るため、全ての小・中学校における合同研修等の取組を推

進めます。

- ・ 9年間を見通した視点からの小・中学校間の垣根を超えた授業の参観
各学校の学校訪問研修等の機会を通して、学級づくり、授業づくり、特別支援教育等の視点で授業を参観し、児童生徒の理解を深めるよう努めます。

学校図書館の充実

【現状と課題】

- ・ 学校図書館の図書整備率は、文部科学省が定める蔵書の目標数に対する達成率を大きく上回っていますが、引き続き、計画的に図書の更新整備・充実を行っていく必要があります。
- ・ 学校図書館については、児童生徒の読書離れが懸念される中、特に中学校における図書の一人当たりの貸出冊数が減少傾向にあり、読書に親しむ機会の充実や授業等の学習での利用等、学校の読書活動を推進する環境づくりが求められています。

【取組の基本方向】

- ・ 本に親しむことは、発達段階に応じ、言葉を学ぶ、感性を磨く、表現力を高める、豊かな創造力を育むことにつながります。教員、学校司書(*8)、児童生徒からなる図書委員を中心とし、学校全体で読書への関心、意欲を高める取組や工夫に努めるとともに、学校図書館の積極的な利用促進に取り組みます。

【取組内容】

- ・ 全小・中学校への学校司書の配置と資質向上
全小・中学校に専任の学校司書を配置します。また、学校司書研修会の開催や各種研修会の周知、他校の取組の情報共有等、学校司書の資質向上に努めます。
- ・ 教員、学校司書等による読書への関心を高める取組の推進
児童生徒が進んで本を読む態度を育むため、学校図書を授業や自主的な調べ学習に活用するほか、家庭での読書の促進につながるよう、学校司書による学年に応じたお薦めの本の紹介や定期的な読み聞かせの実施など、教員、学校司書が児童生徒の読書への関心を高める取組を推進します。
- ・ 学校図書の計画的な更新
児童生徒の創造力を培うなど、自由な読書活動や読書指導の場としての機能の向上や自発的・主体的な学習支援の場としての機能を果たすため、計画的に学校図書の更新整備を図ります。

(用語解説)

*8 学校司書...学校図書館の運営の改善、向上を図り、児童生徒や教員による学校図書館の利用促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員

【(1)確かな学力の定着 参考指標 (基本的施策の方向性を具体的にイメージするための参考となる指標)】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組む児童生徒の割合	小学6年生、中学3年生全員を対象とした全国学力・学習状況調査で「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の率	小学校 79.7% 中学校 83.2% (令和5年度)	増加
「授業がよくわかる」児童生徒の割合	各小・中学校が全ての児童生徒に実施するアンケートで「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の率	小学校 93.4% 中学校 85.9% (令和4年度)	100.0%
家で自分で計画を立てて勉強をしている児童生徒の割合	小学6年生、中学3年生全員を対象とした全国学力・学習状況調査で「よくしている」「ときどきしている」と答えた児童生徒の率	小学校 74.2% 中学校 55.0% (令和5年度)	増加
前年度までに近隣の中学校(小学校)と授業研究を行うなど、合同で研修を行っている学校の割合	全国学力・学習状況調査の学校質問紙において、「よく行った」「どちらかといえば行った」と答えた学校の率	小学校 26.6% 中学校 50.0% (令和5年度)	100.0%
年間1人当たりの学校図書館での貸出冊数	児童生徒が1年間に学校図書館で借りた冊数	小学校 67.2冊 中学校 10.5冊 (令和4年度)	増加

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

【施策の方向性】

すべての子どもたちに、豊かな心を育み、たくましく生きるための健やかな身体を育てるとともに、多様性を認め合いながら主体的に学べるよう、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを育てます。

いじめ防止対策、人権教育の推進

【現状と課題】

- 日々の教育活動において、自己肯定感を高め、いじめが起こりにくい、いじめを許さない学校・学級風土を醸成していくことが必要です。さらに、相談しやすい雰囲気づくりや教職員の日常的な情報共有により、全教職員がチームとしていじめの早期発見、早期対応ができる校内体制づくりが求められています。
- 学校だけではなく家庭や地域とともに、互いの人権を尊重するなど、人権意識の向上を図り、いじめの防止や自己肯定感の醸成に一層取り組んでいかなければなりません。
- 家庭、地域、学校等の関係機関が連携を図り、定期的に意見交換等を行うなど、子どもたちの健全育成やいじめ、暴力行為等の防止について、一体となって取り組む必要があります。

本市のいじめの認知件数（件）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	81	120	72	78	85
中学校	61	58	19	46	59

* 文部科学省「児童生徒による問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

本市のいじめの解消率（％）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	80.2	72.5	79.2	80.8	63.5
中学校	78.6	82.8	89.5	97.8	78.0

* 文部科学省「児童生徒による問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

本市の暴力行為の件数（件）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	52	70	106	93	75
中学校	10	13	36	30	45

* 文部科学省「児童生徒による問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

【取組の基本方向】

- いじめが起こりにくい、いじめを許さない学校・学級風土の醸成に努めます。
- いじめの積極的認知や情報共有の徹底、校内支援体制と相談体制の充実を図ります。
- 子どもの健全育成を目指し、家庭、学校、地域の一層の連携を図ります。

【取組内容】

- ・ いじめが起こりにくい、いじめを許さない学校・学級風土の醸成
日々の教育活動において、自己肯定感を高め、いじめが起こりにくい、いじめを許さない学校・学級風土を「いじめをなくす射水市民五か条」を基盤として培っていきます。さらに児童生徒主体で行う教育活動を一層充実させ、児童生徒が話し合いを通してお互いを理解し合いながら解決していく力の育成を図ります。
- ・ 「学び高め合う集団づくり支援事業(*1)」推進校の指定
人間関係づくり、集団づくりを支える教員の資質向上に努めます。
- ・ 全小・中学校でのWEBQU調査(*2)の実施と結果分析及び活用の推進
WEBQU調査から学級集団の特性を把握するとともに、個々の児童生徒の学級生活への満足度と意欲を高める学級運営の実現に生かします。
- ・ いじめの未然防止や早期発見・早期対応への組織的な対応と指導体制の点検及び見直し
学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に組織として取り組むとともに、指導体制の点検と見直しを随時行います。
- ・ 射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会の開催
射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会を開催し、地域や教育、人権分野等の関係機関との連携を図り、子どもたちの健全育成やいじめ、暴力行為等の防止について、一体的に取り組めます。

(用語解説)

- *1 学び高め合う集団づくり支援事業...「人間関係づくり、学年・学級経営」と「学力向上、授業力向上」の二面から児童生徒の「学び合いの成立と高まり」を推進する事業
- *2 WEBQU調査(学級診断尺度調査)...学校生活における児童生徒個々の意欲や満足感及び学級集団の状態をWEBでのアンケートによって測定する調査。実施即日に結果の把握ができ、いじめ防止や学力向上のサポート等において、早期の対応や対策につなげることができる。

学校教育における相談体制の充実

【現状と課題】

- ・ 不登校となる児童生徒が増加傾向にあり、その要因については、学校生活に起因するもののほか、親子関係や家族関係等の家庭環境に起因するもの等、複雑な事例も増加していることから、学校と家庭、関係機関や地域との連携を強化し、相談体制を一層充実させる必要があります。
- ・ 本来、大人が担うとされる家事や家族の世話、介護等を日常的に行っているヤングケアラー(*3)について、児童生徒の実態を調査や面談を通じて学校が適切に把握し関係機関につなぐことが求められています。
- ・ 学校生活上の不安や困難を感じている児童生徒や不登校傾向の児童生徒が、安心して学ぶことができる居場所づくりが求められています。

本市の不登校児童生徒数の推移(人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	32	32	36	37	54
中学校	63	82	91	90	117

*年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的理由のものを除いた人数

【取組の基本方向】

- ・ スクールカウンセラー(*4)やスクールソーシャルワーカー(*5)、小・中学校家庭教育専門支援員(*6)等の専門家の活用による相談体制の一層の充実を進めます。
- ・ ヤングケアラーの実態把握や関係機関との連携に努めます。
- ・ 全ての児童生徒が安心して学ぶことができる居場所づくりに努めます。

【取組内容】

- ・ マイサポーター制度(*7)による相談しやすい雰囲気づくり
児童生徒が自ら希望する担任以外の教職員をマイサポーターとして指名し、いつでも気軽に相談できる制度を推進し、安心して過ごせる環境づくりに取り組みます。
- ・ 気がかりポスト(*8)の位置付けと情報共有
教務主任等を気がかりポストとして位置付け、児童生徒の表情や状況のわずかな変化等を見逃さず、児童生徒の気がかりな情報を学校全体で共有する支援体制を充実させます。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの効果的な配置
児童生徒、保護者や教職員の悩み、不安等の心の問題を改善、解決するためにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の効果的な配置に努めます。
- ・ 小・中学校家庭教育専門支援員の配置
小・中学校家庭教育専門支援員が学校等からのアセスメント依頼に応じるとともに、児童生徒の見守りや声かけ、児童生徒及び保護者への面談に対応できるよう適切な配置に努めます。
- ・ 教育支援センター(*9)における社会的自立に向けた支援及び民間機関との連携
教育支援センターにおいて、学校に登校しづらい児童生徒が通いやすい教育環境を整えるとともに、抱える心理的な問題等の軽減を図り、社会的自立に向けた支援に努めます。さらに、民間機関との連携に努めます。
- ・ 校内教育支援センターの充実
学級に入りづらい児童生徒が、安心して学ぶことのできる学校内での居場所づくりに努めます。
- ・ ヤングケアラーの早期発見と適切な実態把握及び関係機関との連携
全小・中学校での「困りごと調査」によるヤングケアラーの早期発見及び面談等による適切な実態把握に努め、迅速な関係機関との連携に努めます。

(用語解説)

*3 ヤングケアラー...一般に、本来大人が担う想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童生徒

*4 スクールカウンセラー...いじめや不登校、様々な悩みの相談に応じ、助言するなどの心のケアを行うため、週に2～4時間、学校に配置される臨床心理に関する知識・経験をもつ専門家

*5 スクールソーシャルワーカー...家庭環境や友人関係等の面から問題を分析し、家庭や行政、福祉関係施設などの外部機関と連携しながら解決につなげていく活動を行う専門家

- *6 小・中学校家庭教育専門支援員...不登校の要因として、家庭環境に起因するケースが増えていることから、家庭に不安を抱えている児童生徒を支援するため、家庭訪問を通しての支援や各ケースの解決に向けた関係機関との連絡調整等を行う家庭教育に関する専門的な支援員
- *7 マイサポーター制度...児童生徒が自ら希望する担任以外のマイサポーター（教職員）を指名し、いつでも気軽に面談できる制度
- *8 気がかりポスト...各校において、生徒指導主事や教務主任等に位置付け、教職員や児童生徒の情報を集めて、俯瞰的に全てを見て情報共有しながら、児童生徒の困りごとや悩みを早期に発見していく職のこと。
- *9 教育支援センター...不登校児童生徒の集団生活への適応等のための相談・指導を行い、本人の社会的自立を援助・支援する教室（射水市内1箇所）

体力の向上、心身の健康づくり

【現状と課題】

- ・ 全国体力・運動能力・運動習慣等調査では、小学校5年生男女・中学校2年生男女ともに、県平均と同等かそれを下回る結果となっており、更には、ここ数年で体力合計点は大きく低下しています。子どもたちの望ましい生活習慣（運動の習慣化や体力向上）に取り組む必要があります。

また、子どもたちが充実した生活を送ることができるよう、早寝早起きをして朝ご飯をしっかりと食べるなど、基本的な生活習慣の定着を目指し、心身ともにたくましい子どもの育成に取り組む必要があります。

児童生徒の体力・運動能力について（点）

小学校5年生 【総合得点】	男子		女子	
	平成30年度	令和4年度	平成30年度	令和4年度
射水市	55.65	53.92	56.82	55.39
富山県	55.51	53.94	57.72	56.68
中学校2年生 【総合得点】	男子		女子	
	平成30年度	令和4年度	平成30年度	令和4年度
射水市	44.24	39.60	51.27	47.33
富山県	42.85	41.19	51.45	48.08

小学校5年生	男子				女子			
	平成30年度		令和4年度		平成30年度		令和4年度	
	射水市	富山県	射水市	富山県	射水市	富山県	射水市	富山県
握力(kg)	17.85	16.76	16.68	16.55	17.20	16.34	16.34	16.23
上体起こし(回)	20.11	20.00	18.66	18.98	18.96	18.99	17.51	18.19
長座体前屈(cm)	33.91	33.85	33.51	33.89	36.90	37.86	38.40	38.39
反復横跳び(回)	43.44	44.31	41.57	42.80	41.81	42.95	39.94	41.51
20mシャトル(回)	55.90	56.60	51.47	50.96	43.03	46.56	41.29	42.27
50m走(秒)	9.53	9.46	9.55	9.54	9.74	9.61	9.63	9.65
立ち幅跳び(cm)	155.17	156.17	153.58	155.06	148.02	151.01	146.71	150.41
ソフトボール投げ(m)	23.73	23.10	22.48	21.52	14.20	14.59	13.87	14.46
総合得点(点)	55.65	55.51	53.92	53.94	56.82	57.72	55.39	56.68

中学校2年生	男子				女子			
	平成30年度		令和4年度		平成30年度		令和4年度	
	射水市	富山県	射水市	富山県	射水市	富山県	射水市	富山県
握力(kg)	30.69	29.21	28.71	28.73	24.45	23.67	23.88	22.90
上体起こし(回)	28.16	26.76	24.54	25.19	24.04	23.20	21.14	21.27
長座体前屈(cm)	44.18	43.96	43.60	44.24	46.95	46.83	47.63	46.32
反復横跳び(回)	52.48	52.74	50.31	51.01	47.29	47.72	45.60	45.93
持久走(秒)	401.52	395.96	412.56	398.80	296.38	287.65	289.95	292.57
20mシャトル(回)	86.75	88.05	75.96	80.56	60.13	62.17	49.68	54.13
50m走(秒)	8.02	8.05	8.30	8.10	8.93	8.81	9.20	8.99
立ち幅跳び(cm)	202.31	199.53	198.14	199.09	176.51	175.76	168.09	170.08
ソフトボール投げ(m)	22.34	21.04	20.29	20.67	12.60	13.27	12.34	12.95
総合得点(点)	44.24	42.85	39.60	41.19	51.27	51.45	47.33	48.08

*文部科学省「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」より

【取組の基本方向】

- ・ 子どもたちの運動の習慣化や体力向上に取り組みます。
- ・ 小児生活習慣病予防検診を実施し、子どもたちが将来にわたって健康的な生活を送れるよう小児期からの予防実践と予防意識の向上を図ります。

【取組内容】

- ・ 体力向上研究会の開催
射水市体力向上研究会において、小学校体育主任が体力づくりに有効な研修を受講するとともに、各々の取組状況を共通理解し合う機会を設け、児童の体力向上に向けて課題共有を図ります。
- ・ 射水っ子体力アップ応援事業の実施
児童生徒の体力向上や運動習慣の定着、教員の指導力の向上を目的に、小・中学校の体育の授業に専門的指導者を派遣します。
- ・ 小児生活習慣病予防検診の実施
生活習慣病といわれる高脂血症や高血圧などの症状をもつ子どもや、将来、生活習慣病になりやすい因子をもつ子どもをできるだけ早い時期に発見することにより、将来にわたって子どもたちが健康的な生活を送れるよう、小学4年生全児童及び5・6年生で前年度検査結果が要医療や経過観察であった児童を対象に小児生活習慣病予防検診を実施します。
- ・ すこやか教室の実施
小児生活習慣病予防検診の受診結果が、「要医療」、「経過観察」と診断された児童を対象に、医師や栄養士による講義と医師との健康相談を行う「すこやか教室」を開催し、小児期からの予防実践と予防意識の向上を図ります。

多様な価値観や背景をもつ児童生徒への支援の充実

【現状と課題】

- ・ 外国籍の児童生徒等、多様な文化的・言語的背景をもつ児童生徒が増加しています。こうした児童生徒は文化の違いや言語の違いのみならず、これらに起因する複合的困難に直面することが多く、不登校やいじめ、中途退学等に発展する場合があります。

教職員が児童生徒や保護者に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、多様性を認め、互いを理解し、尊重し合う学校づくりに努めることが必要です。

- ・ 誰もが自分らしく安心して学校生活をおくれるよう、性の多様性に関する悩みをもつ児童生徒に寄り添った支援が求められています。

本市の日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒の率（％）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	1.9	1.9	2.2	2.2	2.4
中学校	1.0	1.0	1.2	0.8	0.7

*文部科学省「日本語指導が必要な帰国・児童生徒等の実態調査」より

【取組の基本方向】

- ・ 外国人相談員(*10)を配置し、日本語による学習や学校生活への適応が困難な外国人児童生徒が在籍する学校の支援に努めます。
- ・ 学校における性の多様性に関する悩みに対するきめ細かな対応に努めます。

【取組内容】

- ・ 外国人相談員等による支援

日本語による学習や学校生活への適応が困難な外国人児童生徒が在籍する学校に、県配置の外国人相談員や外国人児童生徒等日本語指導（県加配教員）に加えて、市配置の外国人相談員を配置し、学習支援に努めます。

- ・ 言語翻訳機の活用

日本語の理解が難しい外国人児童生徒及びその保護者に対し、言語翻訳機を活用し意思疎通を図ります。

- ・ 性の多様性への対応

学校における性同一性障害(*11)や性的指向(*12)・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応に努めます。

(用語解説)

*10 外国人相談員...外国人児童生徒の母語を話すことができ、通訳だけでなく、児童生徒の学習補助や保護者からの様々な相談に対応している。

*11 性同一性障害...生物学的な性と性別に関する自己意識が一致しないため、社会生活に支障がある状態

*12 性的指向...恋愛対象が誰であることを示す概念

学校部活動の段階的な地域移行の推進

【現状と課題】

- ・ 文部科学省では、少子化や教員の働き方改革を考慮した部活動改革として、休

日の部活動を段階的に地域移行していく方針を示しています。

本市では、令和4年度から休日の部活動の段階的な地域移行を図っており、学校外の専門性の高い指導者から学ぶことのできる機会を確保し、生徒にとってより良い活動環境の整備に取り組んでいます。

引き続き、その課題等を整理し、「射水市学校部活動在り方検討会」で対応を協議していくとともに、運動部・文化部それぞれの部活動の特性を踏まえつつ、関係団体と協議を進め、全ての部活動において休日部活動の地域移行を進めていく必要があります。

休日の学校部活動の地域移行の状況

令和4年度モデル事業 柔道、剣道、バスケットボール 令和5年度本格移行

令和5年度モデル事業 ハンドボール、卓球、ソフトテニス

令和6年度以降 団体と協議が整い次第、順次モデル事業を実施

【取組の基本方向】

- ・ 運動部については、これまでに実施したモデル事業の競技における成果や問題点について検証し、課題解決に努めます。
- ・ その他運動部や文化部については、関係団体と協議をすすめるとともに、「射水市学校部活動在り方検討会」にて検討の上、順次、地域移行を進めます。

【取組内容】

- ・ 部活動指導員(*13)の配置
部活動の質の向上と教員の負担軽減を図るため、部活動の技術指導や大会等への引率を単独で行うことができる部活動指導員を配置します。
- ・ 部活動の地域移行
生徒がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動の地域との連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進めます。

(用語解説)

*13 部活動指導員...学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の技術指導、大会・練習試合等の引率等を行う者

学校給食の充実、食育の推進

【現状と課題】

- ・ 安全・安心で栄養価を維持した、「生きた教材」として活用できる学校給食を実施するため、県内・国内産の食材を優先的に活用し、旬の地場産食材を取り入れた献立づくりが求められています。
- ・ 子どもたちの食をめぐる状況は、偏った栄養摂取や不規則な食事等の食生活の乱れ、食物アレルギー対応等の課題が多くみられます。食に関する正しい知識と望ましい食習慣が身に付くよう、学校、教育委員会、調理従事者が連携して充実した学校給食の実施に努めるとともに、各教科や様々な教育活動を通じて食育に取り組んでいく必要があります。

【取組の基本方向】

- 学校給食の安全・安心の確保を図るとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣が身に付くよう、学校給食の活用や各教科を通じた食育を推進します。

【取組内容】

- 県内・国内産食材の活用
適時、旬の地場産食材を活用することで、学校給食を通じてふるさとを大切に
する気持ちや食料生産等に関わる人々への感謝の心を育むなど食育を推進します。
- 安全・安心な学校給食の提供及び食育の推進
学校、教育委員会や調理事業者等が連携し、安全・安心で楽しい学校給食の提
供に努めるとともに、家庭科や道徳科、学級活動の時間等のほか、様々な教育活
動を通じて食育に取り組みます。また、給食だより等を通じて、一日の生活のエ
ネルギーとなる朝ごはんの大切さを伝えます。

【(2)豊かな心と健やかな体の育成 参考指標】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
「自分にはよいところがある と思う」児童生徒の割合	小学6年生、中学3年生全員を対象と した全国学力・学習状況調査で「当て はまる」「どちらかといえば当てはま る」と答えた児童生徒の率	小学校 81.6% 中学校 85.3% (令和5年度)	100.0%
いじめの解消率	いじめの認知件数に対し、当該年度に いじめが解消しているものの率	小学校 63.5% 中学校 78.0% (令和4年度)	増加
暴力行為の発生件数	学校内外で発生した児童生徒による暴 力行為の件数	小学校 75件 中学校 45件 (令和4年度)	減少
不登校児童生徒数	年間30日以上欠席した児童生徒のう ち病気や経済的な理由の者を除いた人 数	小学校 54人 中学校 117人 (令和4年度)	減少
すこやか教室参加率	小児生活習慣病予防検診で「要医療」 「経過観察」に該当する児童のうち「す こやか教室」に参加した率 令和2～4年度は、感染症対策のため 未実施	11.2% (令和元年度)	増加
朝ご飯を毎日食べてくる児童 生徒の割合	朝ご飯を毎日食べてくる児童生徒の割 合	小学校 98.9% 中学校 97.4% (令和4年度)	100.0%
地域移行した休日部活動の割 合及び数	休日部活動を地域移行した部活動の割 合及び数	24.0% 6部活動 (令和5年度)	100.0% 25部活動
地場産食材使用率	給食における射水市産食材及び富山県 内産食材の使用割合(金額ベース)	射水市産 14.5% 富山県産 39.3% (令和4年度)	増加

(3) 特別支援教育の充実

【施策の方向性】

特別な支援が必要な子どもに個別最適な学びの機会を確保するとともに、一人ひとりが能力・可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加できるよう、環境整備と支援体制の充実を図ります。

相談、支援体制の充実

【現状と課題】

- ・ 特別な支援が必要な児童生徒が増加しており、一人ひとりの状態や発達の段階に応じた適切な指導や支援を提供できる多様で柔軟な体制の充実が求められています。特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、学校生活を送る上で必要な合理的配慮の提供を受けつつ、障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を得て学べるようにする必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 障害の有無にかかわらず、児童生徒が可能な限り共に学び、一人ひとりが自分に合った教育を受ける環境を整える「インクルーシブ教育」を推進します。
- ・ 特別な教育的ニーズのある子どもの通常の学級や通級指導教室(*1)による指導、特別支援学級など「連続性のある多様な学びの場」を整備します。
- ・ 教員の専門性の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。

【取組内容】

- ・ 教員の特別支援教育に係る理解の促進
教員が、障害や特別支援教育に係る理解を深め、児童生徒の状態や変化に対応することができるよう、特別支援教育に関わる機会の充実に努めます。
- ・ 特別支援教育研修会の開催
特別支援教育研修会を開催し教員の専門性の向上を図ります。
- ・ 学習サポーター(*2)の配置
児童生徒の見守りや支援を行う学習サポーターを小・中学校の実態に応じて効果的に配置します。
- ・ 特別支援学級の開(閉)級及び通級指導教室の開設の推進
児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を提供できる環境を整備します。
- ・ 特別支援教育の専任職員の教育委員会への継続配置
特別支援教育の専任職員を教育委員会に配置し、保護者の就学相談や教員への指導助言など、支援体制の充実を図ります。
- ・ 保護者との就学・教育相談の実施
市関係課や関係機関・施設等と連携し、保育園・幼稚園等への訪問や地区相談会を開催するなど、相談機会の充実を図ります。

(用語解説)

- *1 通級指導教室...大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を受けられる教室
- *2 学習サポーター...特別な支援を必要とする児童生徒や学習の理解に時間を要する児童生徒、集中して授業に取り組むことのできない児童生徒の学習支援を行う者

関係機関との連携強化

【現状と課題】

- ・ 現在、障害の有無等にかかわらず、可能な限り誰もがともに学ぶ環境を整えていくことが求められており、医療的ケア児(*3)への対応等、学校現場が抱える課題は多様化・複雑化しています。
このため、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による情報共有を図り、それぞれの専門性を生かした相互の連携を強化しながら、支援を要する児童生徒の状態や変化に対応できる環境づくりに取り組むとともに、関係する教員等の資質の向上にも努めていく必要があります。
- ・ 子どもたちへの支援や指導の充実を図るため、幼児教育施設、学校、家庭、関係機関が連携した「個別的教育支援計画」の活用と情報の共有・引継ぎによる切れ目のない支援を行う必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関との連携を深めながら、早期からの教育相談・支援の充実を図ります。

【取組内容】

- ・ 「小学校への連絡カード」の活用による幼保小の連携強化
「小学校への連絡カード」を有効に活用することで、幼稚園、保育園、認定こども園で取り組んできた支援や指導を引き継ぎます。
- ・ 個別的教育支援計画を活用した支援や指導
「個別的教育支援計画」を有効に活用し、幼保・小・中学校で一貫した切れ目のない支援や指導に努めます。
- ・ 射水市民病院「子どものこころの外来(*4)」との連携
射水市民病院「子どものこころの外来」と小・中学校が連携し、心の問題や発達障害などにより支援が必要な児童生徒の早期受診につなげます。
- ・ 市医療的ケア運営協議会での支援体制の協議及び支援の実施
医療的ケアが必要な児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、「射水市立小中学校医療的ケアガイドライン」に沿って引き続き人的配置などの体制づくりに取り組みます。
- ・ 関係機関によるケース会議の開催
市や県の関係課や特別支援学校、関係機関・施設等と連携し、保育園・幼稚園等への訪問や地区相談会を開催するなど、相談機会の充実を図ります。

(用語解説)

*3 医療的ケア児...医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。

*4 子どものこころの外来...富山県が令和4年度から心の問題や発達障害がある子どもへの医療体制の拡充として開始した「サテライト診療」の一環として射水市民病院で開設したもの

【 (3) 特別支援教育の充実 参考指標 】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
特別支援学級の担任を経験した教員の割合	採用後10年未満の各小・中学校教員のうち特別支援学級担任経験のある教員の割合	17.0% (令和5年度)	30.0%

(4) 郷土愛を育む教育の充実

【施策の方向性】

地域の多様な人材とのふれあいや様々な体験等を通して、学ぶ喜びや充実感を味わいながら、ふるさと いみずへの誇りと愛着を養うとともに、心豊かな人間性・社会性を育みます。

ふるさと射水への愛着を育む教育の充実

【現状と課題】

- ・ 子どもたちがふるさとに愛着をもち、将来の射水市を担う人材となるよう、ふるさと射水への郷土愛と誇りを育むための教育を推進していく必要があります。
- ・ 本市は、豊かな地域資源（歴史・文化、食、自然、企業等）を有しており、子どもたちが積極的に地域に出向くなど、地域・社会の多様な人材との交流を図りながら、実感を伴った「ふるさと学習」や「体験学習」を充実していく必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 書物やインターネットから知識として学ぶ「ふるさと学習」だけでなく、子どもたちが地域等に出向き、発達段階に応じた「見る・聞く・体験するふるさと学習」を推進します。また、地域や多様な企業の人材等との交流を図り、郷土愛を育みながら、これからの自らの人生を主体的に切り拓いていく力を育成します。

【取組内容】

- ・ ふるさと学習の推進

社会科の学習等で副読本「わたしたちの射水」「ふるさと射水」を活用し、地域の自然や産業、歴史を学びます。また、総合的な学習の時間等で、地域人材の活用により、見たり、聞いたり、体験したりして「ふるさと」の魅力や課題について学ぶことで、ふるさと射水への愛着や親しみをもてるよう取り組みます。

- ・ 交流・体験活動の推進

子どもたちが、学ぶことと自分の将来のつながりを見通しながら、新たな自分のよさや可能性を見つけ、自分の生き方を考える機会として、社会に学ぶ「14歳の挑戦」(*1)や「いみず鳳雛きらめき塾(*2)」、「いみず夢づくり授業(*3)」等、地域や企業の人材との交流や体験活動を推進します。

(用語解説)

*1 社会に学ぶ「14歳の挑戦」...中学2年生が学校を離れ、地域の人々の指導・援助を受けながら、職場体験活動やボランティア活動等に取り組む事業

*2 いみず鳳雛きらめき塾...新しい時代を切り拓くグローバルな人材、世界に羽ばたき将来の射水を担うたくましい人材を育成するため、意欲ある中学生(鳳雛)が、東京で活躍している起業家等と交流等を行う事業

*3 いみず夢づくり授業...本市等にゆかりがあり、様々な分野の第一線で活躍している方を講師として、中学校で講演・授業を行う事業

環境教育等、持続可能な社会を目指す教育の推進

【現状と課題】

- ・ 持続可能な開発のための目標：SDGs(*4)の実現に向けて、地球規模の諸課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付ける必要があります。このような持続可能な社会の担い手を育てるためには、新たな価値観や行動等の変容をもたらす教育を行う必要があります。
- ・ 自分たちの身近な普段の暮らしの中で、エネルギーの大切さや環境問題、生き物と環境のつながり等を意識し、主体的かつ実践的な学習に取り組み持続可能な社会を目指す環境教育を行う必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 地球規模の諸課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けられる持続可能な社会の担い手を育成します。
- ・ 「環境から学ぶ」「環境について学ぶ」「環境のために学ぶ」の3つの視点に沿って環境教育を推進するとともに、児童生徒一人ひとりが、環境保全やより良い環境の創造のために、主体的に行動する態度や資質、能力を育成します。

【取組内容】

- ・ 総合的な学習の時間等における持続可能な社会実現に向けた取組の実施
総合的な学習の時間、理科、社会科、生活科、家庭科等の時間にグリーンカーテンの設置や環境チャレンジ1.0事業(*5)といった環境教育を行う等、持続可能な社会の実現に向けて、主体的かつ実践的な学習に取り組みます。

(用語解説)

*4 SDGs(Sustainable Development Goals の略称)...2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の開発目標であり、17のゴール、169のターゲット及び231の指標で構成され、2030年までに「誰一人取り残さない」世界を目指し、個人、団体、企業、自治体、政府等、様々な立場から取組が進められている。

*5 環境チャレンジ1.0事業...小学校4年生(10歳)が地球温暖化問題を学び、10個の目標を決めて家族とともに家庭での対策を実践、自己評価する取組

【(4) 郷土愛を育む教育の充実 参考指標】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
「地域の行事に参加している」児童生徒の割合	小学6年生、中学3年生全員を対象とした全国学力・学習状況調査で「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の率	小学校 80.8% 中学校 59.6% (平成28年度から30年度の平均)	増加
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」児童生徒の割合	小学6年生、中学3年生全員を対象とした全国学力・学習状況調査で、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の率	小学校 81.8% 中学校 70.0% (令和5年度)	増加

(5) 国際化、情報化に対応した教育の充実

【施策の方向性】

グローバル化やA I、I o T等の技術革新などが急速に進展する社会の中で、多様な価値観をもつ人々と連携、協働しながら、自らの可能性を發揮し未来を切り拓いていく力を育てていきます。

I C Tを活用した情報活用能力の向上、デジタル・シティズンシップ教育の推進

【現状と課題】

- ・ A I(*1)、ビッグデータ、I o T(*2)といった技術が発展したS o c i e t y 5 . 0(*3)時代に対応し、教師の情報活用能力、データリテラシー(*4)の向上が一層重要です。
- ・ 情報及び情報手段を適切に選択し活用していく情報活用能力を育成するために、児童生徒の発達の段階や実態を考慮した学習活動を充実させることが求められています。
- ・ 日々進化するデジタル社会において、ネット依存やネットトラブルから身を守るとともに、I C T(*5)を適切に活用して社会参加するために必要な知識や能力、責任ある行動規範を身に付けるデジタル・シティズンシップ(*6)教育を推進することが必要です。

【取組の基本方向】

- ・ 児童生徒の発達の段階や実態を考慮した学習活動を充実させ、情報活用能力の育成を目指します。
- ・ I C Tを適切に活用して社会参加するために必要な知識や能力、責任ある行動規範を身に付けるデジタル・シティズンシップ教育を推進します。

【取組内容】

- ・ 学習専用端末を教育活動全般で積極的、効果的に活用
児童生徒1人1台学習専用端末環境を活かし、教育活動全般に効果的に活用できるよう、各校の実践事例を蓄積・紹介するなど共有を図ります。
- ・ 「I C Tスキルスタンダード(*7)」の活用及び教員のI C T活用力に応じた選択型・体験型研修の開催
「I C Tスキルスタンダード」を活用し、児童生徒が小・中学校9学年の各学年で身に付けるべきI C Tスキルを習得できるように努めます。また、教員のI C T活用力の向上を目指し、体験型の選択研修を開催します。
- ・ 家庭での学習進度に応じたA Iドリルや学習教材動画等の活用
家庭での学習進度に応じたA Iドリルの積極的な活用を推進するとともに、個別の探究活動や調査活動に学習教材動画等を活用した学習ができるよう支援します。

- ・ ICTマイスター教員(*8)の任命及びICT支援員の配置

ICTに関する高い専門性と実践的指導力を有する教員をICTマイスター教員として任命し、優れた教育活動を市内教員に公開することを通して、ICT活用力の向上を図ります。また、ICT支援員を各校に配置し、授業中の支援や授業作りの助言に努めます。

- ・ プログラミング教育(*9)の推進

小学校において、MESH(*10)、ドローン教材を活用し、児童に論理的に思考する「プログラミング的思考」を育むことを目的としたプログラミング教育を推進します。更に、中学校において、micro:bit(*11)を活用したプログラミング教育の充実を図ります。

- ・ デジタル・シティズンシップ教育の推進

児童生徒がICTのよりよい使い手となるよう、スマホ・ケータイ安全教室やネットトラブル防止教室等の講習会を実施するとともに、ネット利用のルールの見直し及び定着に向けて取り組んでいきます。

(用語解説)

- *1 AI…人工知能。人間による知的な作業や判断を、コンピューターによる人工的なシステムにより行えるようにしたもの。現在、対話型生成AI(膨大な量の情報から、単語や文章を推測し、統計的にそれらしい応答を生成するもの)が、社会に急速に普及しつつあることから、教育における活用が議論されている。
- *2 IoT:(Internet of Things の略称)…身の回りのあらゆるものをインターネットにつなげることにより、新たなサービスを生み出すもの
- *3 Society5.0…サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させ、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会のこと。
- *4 データリテラシー…データを理解し、解釈し、分析し、活用する能力のこと。
- *5 ICT:(Information and Communication Technology の略称)…情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。情報通信技術
- *6 デジタル・シティズンシップ(Digital Citizenship)…情報技術の利用における適切で責任ある行動規範のこと。
- *7 ICTスキルスタンダード…学習専用端末の操作に関する知識や技術について、児童生徒が発達段階に応じて、それぞれの学年で身に付けさせるスキルを表したもの
- *8 ICTマイスター教員…ICTに関する高い専門性と実践的指導力を有し、児童生徒のために優れた教育活動を実践している教員であり、その優れた実践的指導力等を市内のほかの教員に伝授するように任命された者
- *9 プログラミング教育…ねらい達成の道筋を論理的に考えていく力「プログラミング的思考」を育成すること。
- *10 MESH:(Make, Experience, Share の略称)…身近なものとセンサーやスイッチなどの機能を組み合わせ、プログラミングすることで、アイデアを形にできるツール
- *11 micro:bit…子どもがプログラミングを学ぶために作られた小さなコンピューター。絵を使ってプログラムを作ることができ、LEDやボタン、センサーを利用した様々なことができる。

外国語教育の充実

【現状と課題】

- ・ 現行の学習指導要領では、小学校高学年に「外国語」、中学年には「外国語活動」が新設され、実施されています。グローバル化の急速な進展によって、自らが直接、多様な言語、文化、人々を有する世界とつながる時代になっており、外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成することが求められています。

【取組の基本方向】

- ・ 教員とALTが協力して授業を進め、児童生徒の英語への関心を高めます。また、教育内容の質の向上を目指すとともに、外国語の活用経験の促進とコミュニケーション能力の伸長を図る取り組みを行います。

【取組内容】

- ・ 全小・中学校への外国語指導助手(ALT)の配置
教員とALTが協働して工夫しながら授業を実施し、児童生徒の英語に対する興味・関心を高めます。特に、小学校高学年では、外国語の授業時間のすべてにALTを配置し、ネイティブな外国語により多く触れる機会を創出します。
- ・ 小学校への英語専科教員や外国語活動指導員の配置
教育内容の質の向上を目指し、小学校への英語専科教員や外国語活動指導員の配置に努めます。
- ・ 外国語に慣れ親しむ体験・活動機会の確保
外国語に慣れ親しみ、コミュニケーション能力を養う体験や活動する機会の確保に努めます。

【(5) 国際化、情報化に対応した教育の充実 参考指標】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
授業でICT機器を「ほぼ毎日」使用した児童生徒の割合	各小・中学校が全ての児童生徒に実施するアンケートで「ほぼ毎日」と答えた児童生徒の割合	小学校 - % 中学校 - %	100%
中学3年生でCEFR A1レベルの英語力を有する生徒の割合	中学3年生で語学のコミュニケーション能力別のレベルを示す国際標準規格CEFR A1レベル(実用英語技能検定3級程度)以上の英語力を有する生徒の割合	61.0% (令和4年度)	増加

(6) 教育環境の整備

【施策の方向性】

子どもたちの安全・安心な学びを確保するため、計画的な施設等の老朽化対策や学校における安全教育を推進するとともに、学校の在り方について検討を進め、望ましい教育環境の実現に努めます。

学校施設・設備の計画的な整備

【現状と課題】

- 本市の学校教育施設は、建築後30年以上経過する建物が多くあり、引き続き、学校施設の老朽化に伴う大規模改造や長寿命化改良工事を計画的に実施していく必要があります。また、これらの工事に併せて、学校施設のバリアフリー化を推進する必要があります。

本市の小・中学校施設 築年別整備の状況

築10年未満	築10年以上	築20年以上	築30年以上	築40年以上	築50年以上	計
6%	24%	10%	11%	34%	15%	100%
40%			60%			-

*当初建築からの築年数(令和5年度現在)であり、公共施設個別施設計画に基づき、順次改修を実施している。

【取組の基本方向】

- 安全・安心な教育環境を確保しつつ、学習専用端末等を活かした新しい時代の学びに対応するため、教育環境の向上と学校施設の老朽化対策の一体的な整備を計画的・効率的に推進します。

【取組内容】

- 計画的な学校施設・設備の老朽化対策工事の実施
公共施設個別施設計画に基づき、計画的な学校施設・設備の老朽化対策に取り組みます。
- 老朽化対策工事にあわせた機能強化の推進及び教育環境の向上
老朽化対策工事の実施にあわせ、学校施設のバリアフリー化を推進するとともに、1人1台の学習専用端末等を活用した新しい時代の学びに対応した教育環境の向上に努めます。

児童生徒の安全確保のための取組の推進

【現状と課題】

- 日常生活での安全確保や災害への理解を深め、的確な判断のもとで行動できる児童生徒の育成に取り組む必要があります。
- 児童生徒の登下校の安全を確保するため、継続的な通学路の調査や合同点検の実施等を通じた危険箇所の改善に取り組む必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 児童生徒の危険回避能力を向上させるための安全教育を推進するとともに、防災訓練や不審者に備えた訓練等の充実を図ります。
- ・ 学校や家庭、地域と連携した安全体制づくりを推進します。
- ・ 各学校における通学路の危険箇所の把握及び関係機関と合同点検を実施し、通学の安全に向けた環境づくりを推進します。

【取組内容】

- ・ 安全教育の推進
在校（園）時及び登下校時の火災や地震、津波、風水害及び不審者等に備えた避難誘導訓練を実施します。
- ・ 安全に関する情報の共有
警察などの関係機関や市担当課と連携し、家庭や地域に不審者情報やクマ・イノシシ・カモシカ等の出没情報、台風や大雪による学校休業等の情報について教育・安全情報リアルタイム共有システム(通称：あんしんメール)(*1)を活用して情報発信し、事故等の未然防止に努めます。
- ・ 通学路の安全確保
道路管理者や警察等の関係機関で構成する通学路安全対策推進会議において、通学路の安全確保に向けた取組を行います。

(用語解説)

*1 教育・安全情報リアルタイム共有システム(通称：あんしんメール)...学校と家庭、地域が情報を共有し、連携・協力して児童生徒の健全育成を図るため、教育・安全に関する情報を各校から利用登録している保護者や地域の関係者へ電子メールを配信するもの

学校の適正規模・適正配置を踏まえた望ましい教育環境の推進

【現状と課題】

- ・ 少子高齢化と人口減少の進行により、児童生徒数の減少、学校の小規模校化や複式学級化が進むと見込まれることから、子どもたちにとって望ましい教育環境の実現のため、教育上の課題や地域の実情を踏まえながら、地域住民やPTA等の方々とともに学校の在り方を検討していく必要があります。

射水市立小・中学校児童生徒数の推移及び見込(人)

区分	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
小学校 児童数	4,467	4,435	4,366	4,240	4,126	4,008	3,902
中学校 生徒数	2,423	2,372	2,295	2,334	2,300	2,316	2,249
計	6,890	6,807	6,661	6,574	6,426	6,324	6,151

*令和5年4月1日現在の見込みである。

【取組の基本方向】

- ・ 児童生徒が、集団の中で多様な考えに触れながら、資質や能力を伸ばすことができる教育環境を確保するため、引き続き、児童生徒数や学級数の動向を注視し、地域の実情を踏まえながら、学校の在り方について検討します。

【取組内容】

- ・ 放生津小学校・新湊小学校の新設統合
令和7年4月1日を目標とし、両校の新設統合に向けて準備を進めます。
- ・ 地域や保護者への情報共有・共通理解の推進
少子化が進行する中、各校の児童生徒数の見込や教育上の課題について、地域や保護者と情報を共有し、共通理解を図ります。

環境にやさしい学校施設の整備

【現状と課題】

- ・ 持続可能な社会を実現するためには、学校施設改修時における耐久性に優れた材料等や断熱性の高い複層ガラス(*2)の使用、照明のLED化等の省エネルギー対策を推進していくことが求められています。

【取組の基本方向】

- ・ 持続可能な社会を実現するため、施設改修時には、環境に考慮した材料等を取り入れるなど、省エネルギー対策を推進します。

【取組内容】

- ・ 環境に考慮した施設等改修工事の実施
学校施設改修時には、耐久性に優れた材料等への取替、維持管理や設備更新時の容易性の確保、窓ガラスの複層化等の断熱化を図ります。

(用語解説)

*2 複層ガラス...複数枚のガラスを重ね、その間に乾燥空気やガス等を封入した中間層を設けた断熱性の高いガラス

【(6) 教育環境の整備 参考指標】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
学校施設のバリアフリー化の整備率	文部科学省が示す「公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標」に掲げられた対象(車椅子利用者用トイレ、スロープ等による段差解消、エレベーター)の整備率	小学校 86.7% 中学校 100.0% (令和5年度)	100.0%

(7) 信頼される教育の推進

【施策の方向性】

優れた教育理念や指導技術を伝承し、新たな教育的課題に適切に対応できる実践的指導力をもった教員の育成に努めるとともに、学校運営に地域の声を生かし、地域と一体となった学校づくりを進めます。

コミュニティ・スクール等による地域とともにある学校づくりの推進

【現状と課題】

- 子どもたちを取り巻く環境や学校が直面している課題が多様化、複雑化している状況を踏まえ、地域と保護者、学校が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を目指し、コミュニティ・スクールの導入を進める必要があります。

【取組の基本方向】

- 学校や家庭、地域等が連携し、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子どもを育む教育環境づくりを推進します。

【取組内容】

- コミュニティ・スクール(*1)の導入
保護者や地域住民などが学校運営に参画する学校運営協議会を全小・中学校に設置し、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進します。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動(*2)との一体的な推進
学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員(*3)と連携し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的な推進を図ります。

(用語解説)

- *1 コミュニティ・スクール...保護者や地域住民などが学校運営に参画する「学校運営協議会」制度により、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進する仕組み
- *2 地域学校協働活動...地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動
- *3 地域学校協働活動推進員...社会教育法に基づき教育委員会が委嘱する地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーター。地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案や学校や地域住民等関係者との連絡・調整、地域ボランティアの募集などを行う。

教員の資質能力の向上

【現状と課題】

- 教員には学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子ども一人ひとりの学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たすことが求められています。

- ・ 本市では、経験年数が10年以下の教員が約半数を占めており、教育理念や指導技術を伝承することが必要です。引き続き、高い専門性と実践力を有し、児童生徒のために優れた教育活動を実践している教員を「マイスター教員(*4)」として任命し、その優れた実践的指導力等を広く市内の教員に伝授していくことが必要です。

【取組の基本方向】

- ・ 優れた教育理念や指導技術の伝承、教員研修の充実により、新たな教育的課題に適切に対応できる実践的指導力をもった教員の育成に努めます。
- ・ 教職員の心身の安定を図り、健全に児童生徒と向き合える環境の整備に努めます。

【取組内容】

- ・ 新規採用教員研修会、若手教員研修会、中堅教諭研修会の開催
新規採用教員、若手教員、中堅教諭が、キャリアに応じて求められる資質を身に付ける研修会を開催します。
- ・ 「富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標(*5)」の活用
県指標を手がかりに、教員一人ひとりが自らのキャリアステージを自覚し、自分に必要な研修を受講したり、研修内容を踏まえ実践したりしながら、資質の向上を図ります。
- ・ マイスター教員の任命と市内教員への伝授及び同僚性を生かした教員の学び合いの推進
高い専門性と実践的指導力を有する教員をマイスター教員に任命し、優れた実践的指導力等を市内教員に広く伝授する機会を設けます。また、日常的に指導力向上のための教員同士の学び合いを推進し、同僚性を高めます。
- ・ ストレスチェックの実施による教職員の働きやすい職場環境の形成
定期的なストレスチェックを行い、教職員の心身の状態を把握し、職場環境の改善に生かします。

(用語解説)

*4 マイスター教員…本市教員の中から、高い専門性と実践的指導力を有し、児童生徒のために優れた教育活動を実践している教員であり、その優れた実践的指導力等を市内の他の教員に伝授するよう任命された者

*5 富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標(令和5年10月改訂)…教員としての職責、経験、適性に
応じて資質の向上を図る際の目安として、更に高度な段階を目指す手がかりとして策定されたもの

スマートスクール(*6)の推進

【現状と課題】

- ・ 教員の多忙化解消に取り組むとともに、教員が意欲的に働くことのできる環境づくりを進めていく必要があります。
- ・ 統合型校務支援システム(*7)の整備により、教職員の業務の負担軽減や効率化を図っています。また、児童生徒には1人1台学習専用端末の整備が完了し、学習支援システム等の活用を推進しています。今後は、統合型校務支援システムと

学習支援システム等のデータを統合して管理することで、教職員の業務のさらなる効率化を図り、一人ひとりに応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供し個に応じた指導を行うことが求められています。

【取組の基本方向】

- ・ 教職員業務に関するシステム整備を更に推進するとともに、統合型校務支援システムと学習支援システム等のデータを一体的に活用する等、教員の働き方改革や資質能力を向上させる環境づくりを進めます。

【取組内容】

- ・ 統合型校務支援システムの整備
 統合型校務支援システムを中心とした教職員業務のシステム整備を推進し、「教務系」「学籍系」「学校事務系」など校務の効率化・負担軽減を図り、教員が子どもと向き合う時間を確保できる環境を整えます。
- ・ 学習支援システム等との連携
 教職員が統合型校務支援システムや学習支援システム等のそれぞれのデータを一体的に活用できるように環境整備を行い、学習面や生徒指導等における教育の質の向上及び学級や学校運営の改善等を図ります。

(用語解説)

- *6 スマートスクール...校務系と学習系のシステムが保有するデータを連携・活用し、学習や生徒指導等の教育の質の向上及び学級や学校運営の改善等を図るための仕組み
- *7 統合型校務支援システム...教務系(成績処理、出欠管理、時数管理等)、学籍系(指導要録等)、学校事務系などを統合した機能を有しているシステム。システムの利用により、校務における業務負担を軽減できることに加え、情報の一元管理及び共有ができるメリットがある。

【(7) 信頼される教育の推進 参考指標】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
コミュニティ・スクールの設置数	各小・中学校のコミュニティ・スクール設置校数	0校 (令和5年度)	21校
マイスター教員の任命	マイスター教員を経験した教員数	102名 (小学校56名 中学校46名) (令和5年度)	110名 (小学校60名 中学校50名)

(8) 幼児教育の推進

【施策の方向性】

幼児期は、心情・意欲・態度・基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。この時期に身近な大人たちからの深い愛情のもと主体的な遊びを通して様々な出会い、関わりあいを経験し、自己肯定感を高め、生きる力の基礎を培うことが大切です。幼児教育の内容の改善・充実を図るとともに、学校及び地域と連携し、幼児教育の質の向上を図るための取組を進めます。

幼児教育の充実

【現状と課題】

- ・ 子どもを取り巻く環境が、核家族化や少子化の進行等により大きく変化し続け、価値観やライフスタイルが多様化する中、身近な地域における人間関係は希薄化しています。そのため家庭や地域において、子どもが人や自然と直接触れ合う経験・体験が少なくなり、この時期の子どもにふさわしい生活のリズムが獲得されにくい傾向があります。
- ・ 幼稚園や保育園、認定こども園、家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たし、連携・協力することで、生活体験や自然体験の充実を図ることが求められています。

【取組の基本方向】

- ・ 園生活や遊びを通じ、信頼する大人や友達と関わり、主体的に学ぶことや自己の力を十分に発揮し満足感を味わうことで、幼児期に育みたい資質・能力である「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を培います。

【取組内容】

- ・ 幼児期の特性を踏まえた教育の推進
子どもの主体的な活動を通じ、多様な経験・体験を保障できるカリキュラムを編成し実践・検証しながら、子どもが好奇心や探究心をもって関われる環境づくりを推進します。
また、集団生活を通して気持ちや行動の調整、粘り強さ等の非認知能力を育みながら、子ども一人ひとりの望ましい発達を促すため子どもとの関わり方や指導方法を工夫・改善します。

幼保小連携の推進

【現状と課題】

- ・ 子どもの学びや生活の基盤を育むため、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい、主体的かつ対話的で深い学びの実現を図ることや子ども一人ひとりの多様性に配慮し、小学校教員や、保育園・幼稚

園・認定こども園等の子どもに係るすべての大人が互いの立場を超えて連携することが求められています。

- ・ 近年増加傾向にある特別な支援を要する子どもへの対応として、幼児期に作成した「個別支援計画」を入学準備期に小学校へ提供するなど、より緊密な連携を図る必要があります。
- ・ 外国にルーツをもつ家庭の増加に伴い、言葉の壁や文化の違いによって就学時に不安をもつケースも多くみられるため、就学期においてはより丁寧で分かりやすい伝達方法等を調査・研究することが求められています。

【取組の基本方向】

- ・ 幼児期から小学校の児童期への円滑な接続のため、幼保小の交流活動においては、できる限り内容の充実を図り、学びのつながりを意識した指導方法や環境づくりを推進します。

【取組内容】

- ・ 幼保小の交流活動及び職員同士の相互連携
交流活動においては、小学校教育へ安心して接続できるよう、幼稚園・保育園等と小学校が互いに協力し、その地域性や特性等を考慮しながら、実施方法や内容等を工夫して行っていきます。また、特別な支援が必要な幼児と保護者には学校生活を見学する機会を設け、保護者の不安の解消につなげます。
- ・ 幼保から小学校への指導要録及び連絡カード送付による情報共有
幼稚園、保育園等から小学校へ要録（幼稚園幼児指導要録、保育所児童保育要録、幼保連携型認定こども園園児指導要録）の写しと保護者が記入した「小学校への連絡カード」を送付し、それらを基に連絡会を開催し、幼児の発達状況や支援に関する情報の共有を図ります。
- ・ 幼保小接続カリキュラム
幼稚園、保育園等においては小学校への接続を意識したアプローチカリキュラム(*1)、小学校においては幼稚園等での育ちを生かしたスタートカリキュラム(*2)を作成し、幼保小の連絡会等で共有し、円滑な接続につなげます。

(用語解説)

*1 アプローチカリキュラム...就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるよう工夫された5歳児の教育プログラム

*2 スタートカリキュラム...幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へうまくつなげるため、小学校入学後に実施される合科的・関連的なプログラム

教員等の資質能力の向上

【現状と課題】

- ・ 幼児教育の内容等に関する自己評価で自覚した課題等の解決に向け、組織的に対応することを目的とし、園内研修の充実に加え、富山県幼児教育センターの訪問研修の活用、管理職・監督職・中堅職・新任保育士等がキャリアステージに応じた研修を通じ、個々のスキルアップ、ひいては市全体のボトムアップに取り組む必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 幼児教育に関する知識、専門性を高め、教員等のスキルアップを図るとともに、施設の実情に応じた教育課程の編成、指導内容の創意工夫など質の高い教育・保育の提供に取り組みます。

【取組内容】

- ・ 幼保小の教員等の教育・保育活動の意見交換
幼保小の教員等がそれぞれの立場から、自らの保育観や指導観を発言し意見交換を行うことにより、互いの指導内容・方法などについて理解を深めます。
- ・ 幼児教育施設訪問研修(*3)の参加
実際に保育者が子どもと関わる姿を基に幼児教育スーパーバイザー等から助言を受けることで、多面的な気づきや課題を明確にし、個々のレベルアップを図り、幼児教育の質の向上につなげます。
- ・ 各種県内外研修への参加
幼児教育の専門性を高めるため、各種県内外の研修に参加し、全国的な幼児教育の事例や課題等に触れ、具体的な実践内容を学ぶことで、教員等のスキルアップを図り、幼児教育の内容改善・充実につなげます。

(用語解説)

*3 幼児教育施設訪問研修...富山県幼児教育センターの事業。幼児教育スーパーバイザー・幼児教育アドバイザー、幼児教育推進リーダーが幼児教育施設を訪問し、実践における子どもの具体的な姿や保育者の関わりを基に、園内研修において教育要領・保育指針等を踏まえたアドバイスを行うことで、保育の質の向上や園内研修の充実を図る目的で行われる。

認定こども園の設置・推進

【現状と課題】

- ・ 多様化する教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園と保育園の機能・特長を併せもち、教育・保育を一体的に提供することができる認定こども園の普及が重要です。
- ・ 本市の認定こども園の設置状況については、令和5年4月現在、市立1施設(幼稚園型)、私立10施設(幼保連携型8施設、幼稚園型2施設)です。一方、幼稚園の入園児童数は年々減少していることから、市立幼稚園の今後の在り方について検討を進める必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 保護者の教育・保育ニーズが多様化している中、そのニーズに対応するため、幼稚園・保育園の認定こども園への移行を推進します。

【取組内容】

- ・ 教育・保育提供区域(*4)の状況を考慮した幼保連携型認定こども園(*5)への移行・設置

教育・保育提供区域の状況を考慮しながら、幼保連携型認定こども園の設置を推進します。

(用語解説)

- *4 教育・保育提供区域...地理的条件・人口・交通事情などを総合的に勘案し、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として、地域の実情に応じて定めるもの。本市では、子ども・子育て支援事業計画において、北西地区(新湊中学校・新湊南部中学校区)、北東地区(射北中学校区)、南西地区(大門中学校区)、南東地区(小杉中学校・小杉南中学校区)の4つの教育・保育提供区域を設定している。
- *5 幼保連携型認定こども園...幼稚園機能と保育所機能の両方の機能をあわせもつ単一の施設として、就学前の子どもに教育・保育を一体と捉え、幼児教育と保育を一貫して提供し、また、地域の全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などの子育て支援を行う機能をもった施設

【 (8) 幼児教育の推進 参考指標 】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
幼保小の連携を行った幼稚園、保育園等の割合	<p>幼児期から児童期への円滑な接続のため、幼児と小学生との交流や支援が必要な幼児と保護者に学校生活を見学してもらうなどの取組を実施している幼稚園、保育園等の割合</p> <p>【対象施設】 市立・私立保育園(16施設、八幡保育園除く)、認定こども園(11施設)、幼稚園(1施設)</p> <p>【取組内容の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児と小学生による交流 ・保育者と小学校教諭等間の情報交換、相互参加などの交流活動 	-	80%以上

(9) 家庭の教育力の向上支援

【施策の方向性】

あったか家族(*1)の啓発や親が子育てについて学ぶ場を充実させる等、健やかに子どもを育てるための活動を支援します。

あたたかな家庭環境づくりの啓発

【現状と課題】

- 家庭での生活習慣に関する働きかけは、学力にも効果があるという報告があります。家庭でのコミュニケーションの少なさが、他人と関わることが苦手な子どもや児童虐待の増加、問題行動等につながる要因の一つとも言われているため、「家族いっしょに 食事 おしゃべり お手伝い」の3つのポイントを通じて、子どもにとって家庭が安心できる居場所となるよう働きかける必要があります。

「朝食を毎日食べているか」の質問に回答した選択肢別の全国平均正答率(%)

	小学校		中学校		
	国語	算数	国語	数学	英語
している	68.8	64.5	71.9	53.9	48.2
どちらかといえば、している	62.3	56.6	66.6	45.8	41.2
あまりしていない	57.1	50.3	61.0	39.5	36.4
全くしていない	54.6	48.1	58.6	37.6	35.0

*文部科学省：令和5年度「全国学力・学習状況調査」より

- 本市では、平成28年度から市内企業や団体と連携し、あったか家族応援プロジェクトを実施しており、令和4年度のあったか家族応援ダンス動画作成は、家族一緒に体を動かすことによる温かい団らんの時間をもつことの一助となっています。今後もプロジェクトを継続しながら取組を普及・啓発していくために、企業・団体の協力を得る必要があります。
- あったか家族応援プロジェクトでは、これまで取組の普及・啓発のために、リーフレットやショートムービー、イメージソング、ミュージックビデオ、ダンス動画を作成してきており、啓発作品の活用の機会をさらに増やす必要があります。

【取組の基本方向】

- 「家族いっしょに 食事 おしゃべり お手伝い」の3つのポイントを通じて、子どもにとって家庭が安心できる居場所となるよう働きかけます。

【取組内容】

- 家庭教育リーフレット「あったか家族3つのポイント」の配布・配置
リーフレットを関連事業の参加者に配布するとともに、関係部署の窓口に配置し、普及に努めます。
- LINEを活用した「あったか家族応援！」割引クーポン企画の実施
アルビス(株)との包括的連携協定事業として、射水市LINE公式アカウント

トを友達登録した市内在住の方を対象に、毎月25日の「あったか家族の日」に合わせ、アルビス7店舗において使用できる割引クーポンを配信します。

- ・ 応援プロジェクトにより作成された啓発作品の活用
これまでに作成した、ショートムービーやイメージソング、ミュージックビデオ、ダンス動画を市のイベント開催時等に放映し啓発を図ります。

(用語解説)

*1 あったか家族...「家族いっしょに 食事 おしゃべり お手伝い」の愛言葉の下で、家族の基本的な生活習慣とコミュニケーションにより実現する子どもが安心できる居場所づくりの取組

子どもの成長段階に応じた「親学び」への支援

【現状と課題】

- ・ 核家族化や高い共働き率に加え、SNSの普及等、子どもを取り巻く環境の変化により、子育てに関する悩みを抱える保護者が多く存在するため、「家庭教育」の重要性の啓発や保護者への支援が必要です。
- ・ 令和4年度に行った子育て井戸端会議においては、小学校入学前の悩みや不安等を話し合い、保護者間の交流を図ることができ、参加者の93%が「(たいへん)良かった」と回答しており、ファシリテーターを務める家庭教育アドバイザー(*2)や、就学時健診を実施する学校と連携しながら事業を継続する必要があります。
- ・ 子育て井戸端会議は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により開催できない年もあったため、PTA行事や学校行事がある日を利用して、より多くの保護者が気軽に参加できるよう開催方法を工夫する必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 「家庭教育」の重要性の啓発や、発達段階に応じた子どもとの関わり方を学ぶ機会、他の保護者との交流・ネットワークづくりの機会の提供を行い、子育てに関する悩みを抱える保護者を支援します。

【取組内容】

- ・ いみず親学びスクールの開催(講義型・親子体験型)
富山大学地域連携推進機構と連携し、家庭教育につながる専門的な知識を学ぶ講義型の講座及び、家庭内のコミュニケーション力の向上を図るための親子体験型の講座を開催します。
- ・ 子育て井戸端会議の実施
家庭教育アドバイザー連絡協議会との共催で、学校行事等がある日を利用して、保護者の悩みや不安を話し合い、保護者間の交流を図る機会を提供します。
- ・ 親学び講座(*3)の活用・啓発
子育て井戸端会議の中で親学び講座の事例や手法を活用するとともに、保護者が気軽に参加できる機会が増えるよう親学び講座の開催に対する啓発を行います。

(用語解説)

- *2 家庭教育アドバイザー...家庭教育アドバイザー養成講座の受講者によって設立された市家庭教育アドバイザー連絡協議会に加入し、家庭教育力向上や子育て支援のサポート役として活動している者
- *3 親学び講座...身近に起こりうる事例を取り上げた「親を学び伝える学習プログラム」の54事例を活用し、親の役割と子どもとの関わり方について、グループワークを通じて学ぶ富山県独自の講座

【 (9) 家庭の教育力の向上支援 参考指標 】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
家庭教育に関する講座・学習会の参加者数	子育て井戸端会議、いみず親学びスクール、家庭教育アドバイザースキルアップ研修会の参加者数	972人 (令和4年度)	1,000人
親を学び伝える学習プログラムの参加率	市内全小・中学校の児童・生徒数のうち「親学び講座」への延べ参加者数の割合	16.4% (令和4年度)	70.0%

(10) 地域における子どもの成長支援

【施策の方向性】

地域社会全体で教育・子育ての機能を果たすために、子どもが様々な世代の人たちと関わる機会の充実を図ります。

地域での教育の推進と指導者の確保

【現状と課題】

- ・ 放課後子ども教室・土曜学習(*1)の指導者が高齢化しているため、新たな指導者を育成・確保する必要があります。
- ・ 地域学校協働活動は、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動であり、地域の個別活動を総合化・ネットワーク化することで、継続的に円滑に行えるようにする必要があります。
- ・ 青少年の健全育成のためには、広報・啓発活動を行いながら、今後も継続して、青少年育成団体との連携を図る必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して様々な活動を行うとともに、地域の個別活動の総合化やネットワーク化を図ります。

【取組内容】

- ・ 地域学校協働活動のための体制の充実
地域学校協働活動に関する研修会を実施し、地域と学校の連携を深めるとともに、コミュニティ・スクールの設置に対応できるよう、地域の個別活動の総合化やネットワーク化を図ります。
- ・ 放課後子ども教室及び土曜学習の活動支援員の確保
市芸術文化協会等の関係団体の協力を得ながら、個々の活動内容の見直しや、新たな活動支援員の掘り起こしに努めるとともに、活動支援員の希望を取りまとめ市内全域で活動できるようマッチングを行います。
- ・ 青少年育成射水市民会議の活動に対する支援
県民運動推進員のほか、青少年の育成活動に携わる様々な団体からなる射水市民会議の活動を支援し、青少年育成団体との連携を図ります。

(用語解説)

*1 放課後子ども教室・土曜学習...放課後に小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動を行っている。また、子どもたちの豊かで有意義な土曜日を実現するため、地域などの協力を得て様々な体験活動を行っている。

多世代交流機会の充実

【現状と課題】

- ・ 少子化、近隣関係の希薄化等により、子どもが地域住民や子ども同士で交流する機会が減少しているため、郷土の自然や伝統芸能等を活用した体験活動や交流を促進し、心豊かな子どもの成長を育む必要があります。
- ・ 令和4年度における放課後子ども教室、土曜学習の参加率は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも回復しているところであり、今後も、より多くの子どもが有意義な放課後や土曜日を過ごせるように、各種団体と連携しながら活動内容を見直していく必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 子どもが地域住民と、又は子ども同士で交流する機会を提供しながら、郷土の自然や伝統芸能等を活用した体験活動や交流を促進し、心豊かな子どもの成長を育みます。

【取組内容】

- ・ 放課後子ども教室推進事業の実施
市内全小学校区において、放課後に小学校の余裕教室等を活用し、地域の多様な大人の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動等の取組を実施します。
- ・ 土曜学習推進事業の実施
コミュニティセンター等を活用し、地域の多様な大人の参画を得て、学習や文化活動、交流活動等の取組を実施します。
- ・ 社会教育団体の活動に対する支援
野外活動を通じ子どもたちの生きる力を養うことを目的としたボーイスカウト・ガールスカウトや、子どもたちの学外活動や遊びの場を提供する児童クラブ連合会に対し、活動を支援します。

安全な子どもの居場所の確保

【現状と課題】

- ・ 核家族化や親の共働きにより、放課後に子どもが孤立せず、安全に過ごすことができる場所を整える必要があります。
- ・ 放課後児童クラブ(*2)の登録児童数の増加に対応できるよう、継続した児童の居場所確保が求められています。
- ・ 放課後児童クラブや放課後子ども教室、土曜学習に通う児童同士が同一の活動プログラムに参加できる体制が求められているため、それぞれの運営に係る課題等について、放課後対策事業運営委員会において協議・検討していく必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 核家族化や親の共働きにより、放課後に児童が孤立せず、安全に過ごすことができる場所を整え、継続した児童の居場所を確保します。

【取組内容】

- ・ 放課後児童クラブの開設
労働等により昼間保護者が不在となる家庭の小学生に対し、家庭に代わる生活の場として、全小学校区において小学校の余裕教室等を活用し、登録児童の増加に対応しながら継続的に開設します。
- ・ とやまっ子さんさん広場(*3)の開設
地域振興会やNPO法人等が実施主体となり、地域の児童が交流できる居場所づくりとして、コミュニティセンターや公民館等の施設を活用し開設します。
- ・ 放課後対策事業運営委員会の開催
放課後の子どもの居場所の機能強化を図るため、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携や一体的な実施に向けて、それぞれの運営に係る課題等について協議・検討します。

(用語解説)

*2 放課後児童クラブ...労働等で昼間に保護者が不在となる家庭の小学生に対し、家庭に代わる生活の場として小学校の余裕教室等を活用し開設することで、放課後及び夏休み等の学校休業日の安全・安心な居場所を確保し、県認定資格研修を修了した支援員により適切な遊びや指導を行うとともに、保護者の子育てと仕事の両立支援を行う。

*3 とやまっ子さんさん広場...地域振興会やNPO法人等が実施主体となり、地域の子どもたちが放課後に交流できる居場所づくりとしてコミュニティセンターや公民館等の施設を活用し開設している。世話人の資格は不要で、地域の身近な住民やボランティアなどが子どもたちの見守りやお世話をしている。

【(10) 地域における子どもの成長支援 参考指標】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
放課後子ども教室等参加率	放課後子ども教室及び土曜学習推進事業に参加する小学生の割合	14.0% (令和4年度)	20.0%
放課後児童クラブの開設クラブ数	放課後児童クラブを開設運営するクラブ数	23カ所 (令和5年度)	24カ所
さんさん広場の開設数	さんさん広場を開設運営する箇所数	9カ所 (令和5年度)	10カ所

(1 1) 生涯学習活動の推進

【施策の方向性】

多様化するライフスタイルやニーズに応じた生涯学習活動の在り方を検討するとともに、地域資源を活用した学習機会の充実を図ります。

ニーズに応じた生涯学習機会の充実

【現状と課題】

- ・ 地域住民の学習ニーズに対し、市単独では魅力的な事業を企画し続けることが難しいため、関係機関・団体と連携し、新たな学びの場を創出する必要があります。
- ・ 身近な地域のニーズや地域の人・ものといった資源を的確に把握し、有効に活用した学習活動を展開できるよう、市内全27地域振興会に対し、生涯学習活動事業を委託しています。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていた受講者数も回復の傾向となり、今後も地域特性を生かした学習機会の提供が求められています。
- ・ 身近に学びの環境があることを生かし、幅広い年代の参加につながる活動について検討する必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 身近な地域のニーズや地域の人・ものといった資源を的確に把握し、有効に活用した学習活動を展開します。さらに、各種講座で学習した地域の人が郷土についての学習や地域づくり等において活躍することで、学びの成果が地域へ還元されることを目指します。また、関係機関・団体と連携し、幅広い年代の参加につながる新たな学びの場の創出に努めます。

【取組内容】

- ・ 地域の要望や特色を生かした講座、学級の開催
市内全27地域振興会に対し、生涯学習活動事業を委託することで、ニーズを的確に把握しながら、地域の人・ものといった資源を有効に活用した学習活動を展開します。
- ・ コミュニティセンター(*1)を中心とした活動の推進
幅広い年代の住民が自主的に多彩な生涯学習活動を行えるよう、地域の交流活動を行う場でもある施設を活動拠点とし、地域と連携を図りながら活動に携わる人材を確保し学習の機会を提供します。
- ・ 生涯学習推進委員への支援
各地域振興会からの推薦を受け、各地域における生涯学習活動の企画等を担う推進委員を委嘱し、事例研修や情報共有の場を提供しながら、人材育成につなげます。

- ・ 「学び通帳」事業の実施
各地域で実施されている学級・講座等の生涯学習活動への参加記録に応じて、学び特典が受け取れる「学び通帳」事業を継続します。
- ・ 学びの成果発表や活躍の場の提供
各地域における生涯学習活動の学びの成果の発表の場として、生涯学習関係者や市民を対象としたフェスティバル及び作品展を開催します。また、地域の生涯学習活動の受講者に対し、放課後子ども教室等の活動推進員の登録制度を紹介し、希望する教室とのマッチングを行います。
- ・ 市内の高等教育機関等との連携
学校法人浦山学園との包括連携協定に基づき、富山福祉短期大学で実施されるリカレント教育や、社会人を対象とした公開講座について、募集や周知に協力することで様々な学びの機会の提供につなげます。また、市内高等学校との連携推進事業におけるパソコン教室の開催等、生涯学習に関わる事業提案に対し積極的に情報交換・協力を行います。

(用語解説)

*1 コミュニティセンター…公民館における生涯学習施設としての機能だけでなく、地域づくり活動、地域住民の交流活動を行う場として市内全地区27か所に設置されている施設

郷土について学ぶ機会の充実

【現状と課題】

- ・ 身近な地域のニーズや地域の人・ものといった資源を的確に把握し、有効に活用した学習活動を展開できるよう、市内全27地域振興会に対し、生涯学習活動事業を委託しています。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていた受講者数も回復の傾向となり、今後も地域特性を生かした学習機会の提供が求められています。(再掲)
- ・ 多くの方々に地域の生涯学習活動について知ってもらい、活動に参加してもらうことが重要であることから、市広報紙への掲載や報道機関への取材依頼等の情報発信を行う必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 地域が一体となって、郷土の自然や歴史、くらし、産業等を学び、親しむ機会の充実を図り、郷土に対する誇りと愛着を育む取組を推進します。
- ・ 幼少期から、郷土の文化等に触れ合える機会を提供し、郷土を学び楽しむ環境づくりを推進します。

【取組内容】

- ・ 乳幼児学級、青少年学級の開催
地域における生涯学習事業では、一般教養講座による生涯学習活動だけでなく、各地域の特色を生かしながら、乳幼児期の家庭教育、青少年を対象とした学習や体験活動についても取り組み、幼少期から郷土の文化等に触れ合える機会を提供します。

- ・ 地域と連携した情報発信
各地域で開催される生涯学習活動について、市広報誌への掲載や報道機関への取材依頼を行います。

生涯学習の新たな在り方の検討・推進

【現状と課題】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う各種講座・教室の中止等、生涯学習活動が制限されたことを踏まえ、これからの活動の在り方を検討する必要があります。
- ・ 市内各地の魅力や問題点等の情報を共有することで、地域人材を確保しながら、担当職員の資質向上や事業内容の充実が求められています。
- ・ 令和4年度の生涯学習フェスティバル及び作品展では、「真剣に楽しく取り組んでいる様子が伝わってきた」「展示方法に地域の工夫がみられて良かった」といった声が寄せられました。今後も、作品展や発表を通じた地域間の交流の機会を提供する必要があります。
- ・ 他市町村の活動事例を地域の生涯学習事業の参考として取り入れていくために、富山県公民館連合会と連携を図りながら、積極的に研修会や発表会に参加する必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 市内各地の魅力や問題点等の情報を共有しながら、地域の人材を確保し、担当職員の資質向上や事業内容の充実を図ります。
- ・ 感染症の拡大等にも影響を受けない、これからの生涯学習活動の在り方について検討します。

【取組内容】

- ・ 生涯学習フェスティバル及び作品展の開催 -再掲-
各地域における生涯学習活動の学びの成果の発表の場として、生涯学習関係者や市民を対象としたフェスティバル及び作品展を開催します。
- ・ 地域の学習を充実させる人材の育成
生涯学習推進員やコミュニティセンター職員を対象とし、事例研修を行ってきた「つなぐ会」において、委員や職員同士が交流し情報共有できる機会の充実を図ります。
- ・ 県公民館連合会主催の研修会、発表会への参加
富山県公民館連合会と連携を図りながら、積極的に研修会や発表会に参加し、他市町村の活動事例を地域の生涯学習事業の参考として取り入れます。
- ・ デジタル技術を活用した生涯学習活動の検討
デジタル関連の講座の提供だけでなく、情報発信や広報業務にデジタルツールを活用する手法や、講座のオンライン提供、動画のアーカイブス化等についても検討します。

図書館機能の充実

【現状と課題】

- ・ 多様化する市民の学習ニーズに対応するため、身近な存在としての市立図書館の機能向上が求められています。
- ・ 活字による生涯学習の拠点として、図書館資料やレファレンスサービスの整備が求められています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で減少していた図書の貸出者数等において、回復傾向がみられており、市内4館が連携を図り、子ども会・読書会・季節や話題に応じた企画展示を開催しながら図書館活動の推進を図る必要があります。
- ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律にある、「人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできない子どもの読書活動」のために、地域社会の本棚としての役割が求められています。
- ・ 図書館の年代別貸出冊数等から、子どもの読書は、学年が上がるにつれ読書離れが進んでいる傾向がみられることから、読書習慣を身に付けるために、子どもの発達段階ごとの読書傾向に応じた取組みを実施していく必要があります。

年齢別登録者（令和4年度）・実貸出者数（令和5年3月31日）

	登録者数（A）	実貸出者数（B）	（B）/（A）
6歳以下	309人	304人	98.4%
7～12歳	1,445人	853人	59.0%
13～15歳	1,249人	236人	18.9%
16～18歳	1,591人	201人	12.6%

【取組の基本方向】

- ・ 赤ちゃんからご高齢の方まで全ての世代の市民に求められる資料を提供できる場として、学校・家庭・地域に向けて図書館資料や図書館企画の情報を発信し、市民の「知りたい」、「学びたい」気持ちを支援します。

【取組内容】

- ・ 図書館情報の積極的な発信
「図書館ホームページ」や「図書館だより」などを通じて、新着図書・企画展・子ども会・企画事業のお知らせを積極的に発信します。
- ・ 蔵書の充実
利用者ニーズを踏まえた計画的な図書の購入、除籍を行います。また、障害に応じた資料や外国語の絵本等の収集に努め、障害のある子どもや外国にルーツのある子どもたちも読書に親しむことができる環境を整えます。
- ・ 子どもの読書の推進
幼い時から本や図書館に親しみを感じられるよう、乳幼児が絵本や物語に触れ合える「読み聞かせ会」や「子ども会」の開催を拡充するとともに電子図書の導入も視野に入れ、子どもが興味をもつ多様な資料収集に取り組みます。
- ・ 図書館ボランティアとの相互協力
交流の場を作りながら、「リサイクル市」や「絵本と音楽の夕べ」などの図書館

ボランティアによる催し物を実施します。また、読み聞かせ活動を推進するボランティアの養成講座等を開催し、ボランティアの養成に取り組みます。

【 (11) 生涯学習活動の推進 参考指標 】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
生涯学習講座の年間延べ受講者数	コミュニティセンター27館で実施した生涯学習事業の延べ受講者数	24,291人 (令和4年度)	40,000人
生涯学習講座の年間延べ開催回数	コミュニティセンター27館で開催した生涯学習事業の延べ開催回数	949回 (令和4年度)	1,000回
市民1人当たりの図書貸出冊数	図書館(4館)で1年間に市民1人当たりが借りた図書冊数	4.9冊 (令和4年度)	6.3冊
子ども会の開催回数	図書館(4館)で1年間に開催する子ども会の開催回数	118回 (令和4年度)	150回
図書館ボランティアの登録者数	図書館(4館)でボランティア活動する人の登録者数 (リサイクル本・子ども会・新聞記事)	35人 (令和4年度)	50人

(1 2) 文化財の保存と活用

【施策の方向性】

市民が心豊かに潤いのある生活を送り、郷土への愛着と誇りを育めるよう、地域の宝である文化資源を保存・継承し、まちづくりへの活用に取り組みます。

文化財の保存・継承

【現状と課題】

- ・ 文化財(*1)を適切に次代へ継承するため、各種文化財の調査・研究のほか、文化財所有者や保護団体が行う保存修理等への支援や地域全体での文化財の保存・継承が必要です。

【取組の基本方向】

- ・ 文化財を適切に次代へ継承するため、各種文化財の調査・研究のほか、修理を必要とする文化財の保存修理を行います。

【取組内容】

- ・ 国重要無形民俗文化財「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」保存活用計画及び修理計画の策定
保存活用計画及び修理計画に基づき、曳山・築山行事の保存活用支援、曳山車保存修理事業に取り組みます。
- ・ 国重要文化財「石黒信由関係資料」保存修理事業の実施
第四期保存修理事業計画に基づき、絵図類や文書記録類の保存修理事業に取り組みます。
- ・ 文化財の保存と活用への支援
市内に伝わる各種文化財の保存と活用への取組みを支援します。
- ・ 古文書の整理や地域の歴史、民俗、文化等に関わる現地調査の実施
古文書の解読や整理を進めるとともに、歴史、民俗、文化等に関わる調査に取り組みます。

(用語解説)

*1 文化財...長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産。有形や無形のもの等様々あり、建造物や史跡、美術工芸品、考古資料等に限らず、民俗行事、動植物等も含まれる。

文化財の活用と積極的な発信

【現状と課題】

- ・ 特色ある地域の歴史や文化財の価値の周知を図るため、積極的な情報発信が必要です。
- ・ 市民ニーズを捉え、工夫を凝らした展示や体験イベントを今後も企画する必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 市民ニーズを捉えつつ、特色ある地域の歴史や文化財の価値の周知を図るため、工夫を凝らした展示や体験イベントを企画し、積極的な情報発信に努めます。

【取組内容】

- ・ 埋蔵文化財センターにおいて、発掘調査成果や出土遺物の展示公開及び市民ニーズを捉えた体験イベント等の実施
埋蔵文化財の保存活用を推進するとともに、普及啓発の向上に努めます。
- ・ 新湊博物館における地域ゆかりの歴史資料及び美術資料等を活用した企画展等の実施や情報発信の向上
特色ある地域の歴史や文化財の価値の周知を図るため、工夫を凝らした展示やホームページ等を活用した積極的な情報発信に取り組みます。

文化資源・伝統文化の保存・継承・活用

【現状と課題】

- ・ 個性豊かな地域の伝統行事・文化の担い手が不足しているため、人材の育成を図るとともに、計画的、継続的な保存・継承・活用に取り組むことが必要です。
- ・ 国重要無形民俗文化財「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」を担い手が減少する中で保存・継承していくためには、文化財保護団体だけでは限界があり、地域社会全体による体制の整備が必要です。
- ・ 文化財の情報を市内外へ広く発信し、市民の文化財保護意識を醸成するため、指定文化財等の情報デジタル化や刊行物を発刊する必要があります。
- ・ 展覧会に関連した講演会や機会を捉えた体験学習等の開催により、文化財に対する理解を深める必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 個性豊かな地域の文化資源・伝統文化の保存・継承・活用に取り組みながら、市民の文化財に対する理解を深め、文化財保護意識の醸成を図ります。

【取組内容】

- ・ 指定文化財等の解説板設置や刊行物発刊及び情報デジタル化の推進
文化財の情報を市内外へ広く発信し、地域の文化財に対する理解力の向上や文化財保護への普及啓発に努めます。
- ・ 指定文化財の所有者や文化財保護団体への計画的、継続的な支援
保存修理事業への経費の一部補助や事務等を支援するとともに、担い手不足等の課題に対する助言及び情報提供に努め、文化財の適切な保存・継承に取り組みながら、文化財保護意識の醸成を図ります。
- ・ 新湊博物館等において、企画展に伴う講演会・出前講座や機会を捉えた体験学習等の実施
学芸員による地域の歴史・文化財をテーマとした講座や体験学習等を開催し、郷土の文化財への愛着と誇りを育みます。

【 (12) 文化財の保存と活用 参考指標 】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
指定文化財及び登録有形文化財の件数	国・県・市のいずれかの指定に該当した文化財数と国の登録文化財として原簿登録した文化財数の合計	146件 (令和4年度)	147件
新湊博物館入館者数	新湊博物館の年間入館者数	6,581人 (令和4年度)	8,500人

(13) スポーツ・レクリエーションの推進

【施策の方向性】

市民がライフスタイルに応じて、スポーツ活動に参画できるよう、スポーツに親しむことができる環境の整備と充実を図るとともに、全国大会などで活躍できる選手の育成強化のための支援を行います。

各種スポーツ団体の活動支援

【現状と課題】

- ・ 体力・運動能力の低下が進む中、新型コロナウイルス感染症により、スポーツを取り巻く環境も大きく変化したことから、スポーツに親しむ機会づくりを提供する必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 市民体育大会やスポーツイベント、総合型地域スポーツクラブによる教室の開催などを通して、市民の健康体力づくり及びレクリエーションの普及に努めるなど、スポーツに親しむ機会づくりを推進します。

【取組内容】

- ・ スポーツ参加の機会づくり
市民が気軽にスポーツ活動に親しみ、健康増進や体力づくりを推進するため、スポーツイベントや教室等を開催しているスポーツ関係団体の育成及び支援の充実を図ります。また、スポーツを観戦することはスポーツ活動へのきっかけづくりとなることからスポーツ関係団体等と連携し、積極的な情報提供を図ります。

施設の充実、利用促進

【現状と課題】

- ・ スポーツ施設の老朽化が進んでいることから、施設の更新を進めるとともに、市民ニーズを踏まえたスポーツ活動環境の充実を図る必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ スポーツ施設については、安全・安心に利用できるよう引き続き、適正な維持管理に努めるとともに施設稼働率を高め、大規模な大会や合宿誘致などを通して地域経済の活性化につなげます。また、今後の人口減少を見据えるとともに、スポーツ活動場所の確保に留意しながら施設の適正配置に取り組みます。

【取組内容】

- ・ スポーツ施設の適切な管理運営と機能強化
利用者が安全・安心にスポーツ施設が利用できるよう適切な管理運営を行うとともに、気軽にスポーツ施設を利用できる環境づくりを推進することで利用促進を図ります。また、老朽化した施設の大規模改修等を行い、施設機能の充実に取

り組みます。

- ・ スポーツ施設の適正配置
施設の老朽化や今後の人口減少を踏まえ、施設の適正配置に取り組みます。
- ・ スポーツ施設を活用した地域活性化
フットボールセンターが開業し、県内外から多くの利用者が訪れていることから既存のスポーツ施設も含め、大規模な大会や合宿の誘致に取り組みます。

スポーツを支える指導者の育成・確保

【現状と課題】

- ・ 地域におけるスポーツ活動の充実のため、地域スポーツ指導者の活用と資質の向上を図る必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 学校部活動の地域移行の動きなど、今後、スポーツ活動が多様化・高度化することが想定されることから、これに対応できる指導者の養成を図ります。

【取組内容】

- ・ スポーツを支える人材育成
スポーツ活動が多様化・高度化する中において、地域スポーツの推進役として質の高い指導者や総合型地域スポーツクラブの運営を支える人材の育成を図ります。また、大会やスポーツイベント等の開催に当たり、ボランティアが必要不可欠となっていることからボランティアの育成と参加しやすい環境づくりに努めます。

選手の育成強化

【現状と課題】

- ・ 市ゆかりの選手等が世界や全国大会等で活躍することは市民に元気と勇気をもたらすことから、アスリートの育成や競技力の向上を図る必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ トップアスリートの育成を図るため、選手の競技力向上を行う競技団体等に対して支援するとともに優秀な指導者の確保に努めます。

【取組内容】

- ・ トップアスリートの育成強化
全国の舞台で活躍できるよう、選手育成に関する支援を行うとともに、トップアスリートとふれあえる大会の誘致・開催支援に取り組みます。

【 (13) スポーツ・レクリエーションの推進 参考指標 】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
総合型地域スポーツクラブ 会員加入率	クラブ入会者数 / 射水市人口	4.6% (令和4年度)	5.0%
フットボールセンター利用 者数	フットボールセンターの利用者数	66,814人 (令和4年度)	75,000人
スポーツ指導者数	(公財)日本スポーツ協会に登録している市内の公認スポーツ指導者数	199人 (令和4年度)	220人
全国大会等の出場選手率	(国体、全国障害者スポーツ大会、全国中学校体育大会、高校総体)射水市選手数 / 富山県選手数	13.4% (令和4年度)	15.0%

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進

計画の推進は、計画に掲げた基本理念や基本目標などが、教育に携わる様々な方に幅広く理解されるよう、市ホームページ等を活用して周知に努めます。

近年の教育行政においては、福祉や環境、地域振興等の様々な分野との密接な連携が一層必要となっており、本計画における施策を総合的に推進していくため、庁内関係部局との密接な連携を図ります。

また、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議・調整し、教育政策の方向性を共有することで、より効果的で厚みのある施策展開を図るとともに、総合教育会議を活用した教育委員会の活性化に努めます。

2 計画の実効性の確保

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条(*1)に基づき、毎年、本計画の基本的施策に掲げた主な取組等について、取組状況、成果・課題、今後の取組の方向性、進捗状況等を記載した報告書を作成するとともに、学識経験を有する方々の知見の活用を図りながら、教育の事務の点検及び評価を行い、議会への提出、ホームページ等で公表することにより、計画の実効性を確保します。

*1 地方行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

参考：射水市の教育に関する事務の点検・評価に係る学識経験者（令和5年度）

1	元射水市立小杉中学校長	杉 本 茂
2	富山大学名誉教授 学長特命補佐	成 瀬 喜 則
3	射水市社会教育委員会議議長 金沢学院大学教育学部准教授	藤 井 徳 子

(五十音順)

参考資料

射水市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱

平成 26 年 4 月 24 日
教育委員会告示第 1 号

(目的及び設置)

第 1 条 教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 17 条第 2 項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する計画(以下「射水市教育振興基本計画」という。)の策定に当たり、必要な事項を検討し、幅広く意見を反映させるため、射水市教育振興基本計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会は、次の事項について検討する。

- (1) 射水市教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他懇話会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、学校教育関係者、各種団体の代表等のうちから教育委員会が委嘱する。

(会長及び副会長)

第 4 条 懇話会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、懇話会を進行する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇話会の会議は、教育委員会が招集する。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、射水市教育振興基本計画の策定の日までとする。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、射水市教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成 26 年 4 月 24 日教委告示第 1 号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成 26 年 8 月 28 日教委告示第 4 号)

この告示は、公表の日から施行する。

射水市教育振興基本計画策定懇話会委員（第2期 令和5年度）

役 職 等		氏 名
1	富山大学名誉教授 学長特命補佐	成 瀬 喜 則
2	射水市社会教育委員会議議長	藤 井 徳 子
3	射水市学校保健会会長	高 畠 章 司
4	射水市生涯学習推進協議会理事	中 島 博 美
5	射水市スポーツ推進審議会会長	川 腰 喜久雄
6	射水市P T A連絡協議会会長	浅 村 豊
7	射水市P T A連絡協議会副会長	漁 幸 子
8	射水市中学校長会会長	小 竹 信 成
9	射水市小学校長会会長	櫻 野 栄 子
10	射水市大門わかば幼稚園園長	中 神 知佐子

第2期射水市教育振興基本計画策定に係る経過

令和5年	
7月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回射水市教育振興基本計画策定懇話会 ・ 射水市教育振興基本計画の策定について ・ 第2期射水市教育振興基本計画策定に向けた関係計画等及び基本理念、基本目標(案)について ・ 本市教育に関する現状と課題について
10月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2回射水市教育振興基本計画策定懇話会 ・ 第1回策定懇話会 委員意見の対応について ・ 第2期射水市教育振興基本計画(素案)について
11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3回射水市教育振興基本計画策定懇話会 ・ 第2回策定懇話会 委員意見の対応について ・ 第2期射水市教育振興基本計画(素案)について
11月21日	○ 教育委員会11月定例会へ素案報告
12月	○ 市議会12月定例会へ素案報告
12月14日	○ パブリックコメント
-令和6年1月15日	
令和6年	
2月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4回射水市教育振興基本計画策定懇話会 ・ パブリックコメント実施結果 ・ 第2期射水市教育振興基本計画(案)について
2月20日	○ 教育委員会2月定例会へ提出・決定
3月	○ 3月市議会定例会へ報告

いじめをなくす射水市民五か条

射水市民としての誇りを胸に
自分を常に正しく律しながら、
品格ある生き方を目指します。

- 一 自分を大切にします
ひとも大切にします
- 一 正しいと思ったことは
勇気をもって行動します
- 一 まちがいは素直に認め
すぐに正します
- 一 卑きような行いはしません
許しません
- 一 互いに助け合い
励まし合います

射水市
射水市議会

第2期射水市教育振興基本計画

発行 令和6年2月

射水市教育委員会

〒939-0294 射水市新開発410番地1

Tel 0766-51-6635

Fax 0766-51-6662